第10回 杉並区における地上部街路に関する話し合いの会

平成 26 年 4 月 23 日 19:00~21:30

あんさんぶる荻窪 4階

構成員出席者 15 名

事務局: お待たせいたしました。ただいまから杉並区における地上部街路に関する 話し合いの会を開会します。

> 本日は夜分お忙しい中、ご出席くださいましてありがとうございます。事 務局を担当します東京都都市整備局外かく環状道路係の事務局と申します。 よろしくお願いします。

> 初めに注意事項を説明いたします。携帯電話はマナーモードにするか電源 をお切りいただきますようお願いいたします。

> 会議中は進行の妨げになりますので、私語や拍手をご遠慮いただきますようお願いいたします。

また、会議中の撮影についてもご遠慮ください。

報道関係のカメラ撮影につきましては、この後の資料確認が終わるまでと させていただきます。

本日の話し合いの会は議事録を作成するために録音を行っております。マイクを使わないで発言された場合、録音できない可能性がございます。発言する際は挙手をして司会者からの指名後、マイクを使って発言してくださいますようお願いいたします。

なお、ご発言の際にはご着席のままでお話しください。

最後に本日の終了時刻は午後9時を予定しておりますのでご協力をお願い します。

次に資料の確認をさせていただきます。今回もこれまでと同様に構成員の 皆様には、既に配付させていただいた資料については当日お持ちいただくこ ととなっております。本日は次第の右端に明記されている資料を使用する予 定です。資料が不足している場合にはお近くの担当までお知らせください。

それでは資料確認は以上です。報道関係のカメラ撮影につきましてはここ で終了とさせていただきます。

次に杉並区の構成員に変更がございますので、事務局からご報告させてい ただきます。

大塚構成員の後任で、杉並区都市整備部長の大竹構成員です。

大竹: 4月1日で杉並区役所の都市整備部長になりました大竹でございます。よ ろしくお願いいたします。

事務局: ありがとうございます。また、本日、国土交通省の構成員は欠席との連絡

を受けております。

それではここからの議事進行は司会者の中村さんにお願いしたいと思いま す。中村さん、お願いします。

司会: 中村でございます。本日もよろしくお願いいたします。傍聴の方もご協力 よろしくお願いいたします。

それでは本日の進め方について事務局から説明をお願いします。

事務局: お手元の次第をご覧ください。まず次第2では第9回の議事録と議事要旨 の確認を行い、次第3では報告事項として練馬区における外環の地上部街路 のあり方複数案について東京都から説明させていただきます。

次に、次第4では前回からの持ち越し事項等として、次第に記載されている項目を行います。

次第5では第4回から第9回までに構成員の皆様からいただいたご意見カードについて、東京都から回答を行い、まとめて質疑応答を行います。

次第6では前回からの引き続きとして各構成員の皆様に地上部街路に関する意見を述べていただきたいと考えております。一人一人ご発言いただき、時間は5分を目安にお願いいたします。

次第7では最初に構成員Mからご提出いただいた資料を説明していただきます。続いて地域に関する現状・課題・データ集について東京都から修正箇所の補足説明等を行った後、整備効果についてご説明いたします。

その後、構成員Cさん、構成員Oさん、構成員Aさんの3名からご提出いただいた資料のご説明を行っていただき、まとめて質疑応答を行います。

次に、次第8では構成員Aさんからご提出いただいた資料をご説明していただきます。

以上になります。

司会: それでは次第に沿って議事を進めますが、まずは議事録・議事要旨の確認 ですね。事務局から説明をまずしてください。

事務局: 第9回の議事録と議事要旨について確認させていただきます。資料 10-1、10-2をご覧ください。皆様に事前に送付して内容をご確認いただき、ご指示に基づき修正いたしました。本日ご確認をいただければ案を取って公表させていただければと思います。

司会: 事前に調整をしているんだと思いますけれども、何かございますでしょうか。よろしいでしょうか。じゃ構成員Oさん。

構成員O: さくら町会の構成員Oです。私の発言した文章じゃないんですけども、読んでいて非常に日本語としてわからないと、意味が通らないと、ここ、意味不明だということで2カ所ばかり印をしてお出ししたんですね。で、多分、それは事務局は把握されていて、実は先ほどお聞きしたらきょう終わった後

でね、調整しますからということになったんですけども、ただ、何て言いますか、もしその内容によってね、文章をまたいじるようなことになると、これ、案がきょうで取れるわけですよね。すると、また修正版が出たりするわけですね。そういう意味ではね、なんか私、その赤文字で返送したのはもうたしか大分前の話なんで、できるだけ速やかにアクションを取っていただいて、日本語として通じるような、恐らくテープ起こしのときに何かの間違いでそうなっちゃったんだろうと思い、日本語としてどうしても理解できないという解釈ですね。そういうのを2カ所、お願いしたんですけども、きょう後ほどということなんで、そうすると、それが終わってからでないと案が取れないということになるんですかね。その文をもしいじるようなことになるとですね。内容によっては、もうこのまま確定しちゃうとね、また私は意味が通じないと言ったところが実はこういう文言だったんだということになると、またいじることになりますね。その辺はどうなんでしょうか。

司会: 事務局、お願いします。

事務局: はい、後ほど確認させていただき、修正した箇所のページだけ再度送付させていただきますので、そのことについて確認が取れ次第、公表させていただきたいと思います。

司会: よろしいですか。構成員Mさん。

構成員M: ちょっと小さいことなんですが、事務局、よくいろんな希望を出すと考えてくださってありがたく思っています。ただ、事務局、B、それから東京都A、Bの問題なんですがね、電話かけたときの事務局は電話かける場合は安西さんと事務局さんとはっきり文書に書いてあるんだけど、議事録になってくると都Aというのが、事務局というのはいつも事務局さんなんですよね。で、事務所へかけて安西さんと言って出たことがないんですけどね、その辺、何か「てにをは」なんだけど、5回か7回のころというのはね、たしかAB分けて、事務局でAB分けてたと思うんだけど、ちょっと確認だけで、後で直してくだされば結構です、これは。希望ですから。

司会: AとBで発言者が違ってるんじゃないかとかですか。

構成員M: いや、そうじゃない。

司会: AはAになっている。

構成員M: Aは安西さんと事務局さんだと思うんだけど、ここ、出てくる。

司会: 発言者によってAとBを変えろということですか。

構成員M: 普通Aといったらやっぱり上位の人がAでしょう。昔やってたときは課長がAで係長がB。なんだけども、今、安西さんと事務局さんなんだけれども、事務局さんはAということでここにあらわれてくるわけで、本当、ちっちゃい、けちけちした指摘です。

司会: 要は統一しろということですか。

構成員M: 統一というよりもね、事務局、安西さんやってるのかなという疑問もある

んだけど、それは東京都さんがやっていると言えば認めますけどね。

司会: 私、ちゃんと理解できたのかな。安西さん、お願いします。

安西: 東京都の職員が表記はわかりづらいというご指摘をいただいていましたの

で、私、安西についてはすべて実名で表記させていただいております。はい。

構成員M: 私の言い方が下手なのかな。

司会: え、いや、安西になってますよね。

構成員M: いや、そうではなくて事務局ってことです。ちっちゃいの。

司会: この1ページ目の 事務局ですか。

構成員M: ちっちゃいんです。

安西: 事務局がいたらBもいるんじゃないかということでしょうかね。要は事務

局という表記があるのは基本もう事務局が今やってますけれども、私がしゃべるときはすべて安西という名前でやってますので、もしAという表記がわ

かりにくければ、それはもう次回から取るようにいたします。

構成員M: 4回か5回のころはBと書いてあったらしい、事務局は。いいです、もう

いいです。

司会: それではとりあえず、この9回のものはこれでOKということですね。で、

今の件は次回の議事録作成のときからという感じですかね。はい。

それでは次に次第の3の報告事項について、東京都のほうから説明をお願

いいたします。

安西: 安西です。それでは前回の宿題といいますか、報告事項ということで、ま

ず練馬の1キロ区間の図面の掲示と警察と協議状況というところの宿題をい ただいておりました。きょうは図面のほう、上の大判の図面、ご用意して、

事前に構成員Oさんからこの図面よりも下の図面がよいというご指摘いただ

いて、構成員Oさんに貼っていただいております。

警視庁との協議状況というところでございますけれども、現在、事業中ということで、警察との協議をしながら設計のほうを進めているというふうに

事業を進めている建設局からは聞いております。

構成員O: 今のことで質問してよろしいですか。

司会: 構成員0さん。

構成員O: 図面のことで今お話がありましたけど、建設局では1キロ区間について、

二つの図面があるんですね。ですから、私はきょうは縦横か、上下かに2枚

並べて2枚貼ってあると思ったら1枚だけなんですね。貼ってあった図面は

「事業地表示図」といって国が買収する土地は緑色で示し、都が買収する土

地は黄色で示した図面なんですね。それでもう一つのほうは「設計概要図」

といって道路が表示されている図面なんです。

ですからきょうは当然、両方必要なんですけど、どっちかといえば、安西 係長の説明の際には下の図面に決まってると私は思っていました。万が一と 思って一応自分用に持ってきたんですけど、それが出番になってしまったと いうことです。で、今、警察と協議中というお話があったんですけど、この 1キロ区間は、認可されたんですよね。そうすると、警察署と協議するとき、 どの図面を使って協議されたのですか。つまり道路も、こういう道路でござ いますという、構成員Iさんが、これ、迷路じゃないかと言われましたよね。 そのときに1キロメートルのジャンクションの中はこのように道路がはりめ ぐらされますという図面はどれなのですか?警察のほうにしてみればこの1 キロ区間の道路がすべて必要ですね。これ、私、よく調べたらものすごい道 路が左から右、右から左と何本も、合計、数えてみたら 12 本要るんですね。 そうすると、すごい道路の行き交いになると思うんですけども、要は警察と 協議がまだINGで続いてるというのですから、警察の許可がおりてから、 それをもって認可に入るんじゃないんですか。警察との打ち合わせによって、 これはだめだと言われたら認可なんか取り消されちゃうのではないですか。 そういうことで非常におかしいと思うのです。

まず警察にはどの図面をもって警察署と相談しているのですか。例えば下の図面のほうは、道路が出てますね。よく見ると、これ、東京都さんの必要な道路しか出てないんです。このほかに道路というのはまだまだいっぱいあるんですね。ですから、貼ってませんけど、私、自分では持ってきましたけど、国の概念図という図面があって、その中には結構出ていますけど、それでも全部出きれてないというくらい、そのくらいこの中には道路が錯綜するわけですね。

ですから警察と協議しているというのは、私はどの図面で、「道路がこう 行き来してるんです。そういうことでどうなんでしょうか」という相談をさ れているんだろうと思うんですけども、どの図で協議されているんでしょう か。それをお聞きします。

それで大体今時点でまだ警察と協議中だっておかしいと思ってます。認可されちゃったんでしょ。なんかその辺がおかしいと思うのですが。どうでしょう。構成員Iさん、そうですよね。

構成員 I: 言おうかと思ったんだけど。答えさせてから。

司会: 発言されますか。

構成員 I: 答えてくれるんでしょ、まず今の。

司会: 安西さん。

構成員 I: その後でいいです。

安西: 二つご質問いただいたかと思います。まず警視庁との協議はどの図面をもってやっているのかというところでございますが、基本的にこちらの図面をベースに協議は進められていると思いますけれども、当然、設計を進めていく段階で計画をよりよくするということで修正等は加えられるということになろうかと思います。

で、もう一つ事業認可、警視庁との協議が完了していないのに事業認可を 取得するのはおかしいのではないかというご指摘ありましたけれども、警視 庁との協議、当然、おおまかな設計の段階からどんどん設計が細かくなって いくというような設計の段階ってございますけれども、その段階、段階に応 じて協議を継続していくものでございますので、事業認可の取得の要件とい うところには当たらないということでございます。

構成員 I: じゃいいですか。

司会: すいません、こちらのというのはその2枚のという意味ですか。こちらの 図面というのは下のですか。すいません。ちょっとそれがよくわからなかっ たので。安西さん。

安西: 下のほうで。

司会: 下のほうでということですね。

安西: はい。

構成員 I :

司会: 構成員 I さん。

今、構成員Oさんと同じ質問の件で質問しようと思ったんですけどもね、 事業認可のときにね、協議してると、僕もね、ちょっと事業認可、自分でや ってたのはもう随分昔なんで、30年か40年、忘れちゃったんだけど、たし かね、認可は、認可のときには終わってましたよね。警察との協議はね。そ れで今、事業認可の要件になってないといったけど、事業認可するときに関 係機関との協議をするということが入ってるんじゃないですか、認可要件に。 それで関係機関と協議というのはあれでしょう、いわゆる警察に行っていろ いろお互いに意見言ってはお茶飲んで帰ってくるわけじゃないですよ。法律 上の協議というのは基本的には整うことという意味ですよね。そうでしょ。 一般的な協議というのはさ、お互いに話し合って意見が平行線でもいいんだ けど、法律上の協議はたしか協議が整うことを前提として書いてあるはずで すよね。で、協議するということは、細かい段階で全部の協議が仮に終わん ないと、一歩譲ってもね、ある程度のところではこれでいいんだということ が整ってるはずなんですけどね。だから安西さんが言ってることはごまかし で間違いだと思うんだけど。で、もし自分でその担当部局でなければね、こ れだけの時間があるんだから調べてくればいいんだけどね、担当部局がそう 言ってますとかいういいかげんな答え方というのは、今までずっとそうなん

だけど、おかしいんじゃないかと思うんだよ。もう既に認可終わっちゃってるんだから、もうちゃんと逃げも隠れもせずにきちんと話しすればいいんじゃないですか。ということに答えてもらいたいです。

構成員M: 関連。

司会: 構成員Mさん。

構成員M: 今、構成員 I さんのお話しあったほかにですね、言おうと思ってたのは承認受けた議事録の 33 ページにですね、次回の会議の前に答えなんて持ってくるのはもってのほかで、2週間以内にやってくれという希望が出てましたよね。私は言ったから覚えている。それに対して何の一言もなく、それで帰ってきた答えがね、今の答えじゃ答えになってないでしょ。

それからもう一つ、構成員Iさんの質問、構成員Oさんの質問に輪をかけますとね、構成員Iさんは、あれ、迷路だっておっしゃって、こんなの警察は許可するわけないじゃないかとおっしゃってたんだけど、それプラス上の国のやつはダブるんですよね。道路は実際にあのインターのところの道路は国の、いわゆる中へ入るやつだとか、中2階になるやつだとか、潜るやつだとかある。

それからもう一つ、目白通りに出ていく図面ありませんよね。目白通りにどう接続するのか。例えば目白通りを右折するときはどうやって曲がっていくかなんていうのはこれには書いてあるんですか。そんなのが書いてないと相談のしようがないでしょ。だからどうしてこれになって、協議してきてくれと言われたら安西さんだったら構成員Iさんや構成員Oさんからの質問に満足できるような答えを調べてこなかったらおかしいじゃないですか。

あれ、わかんないんだもね。いくら見ても。半地下になってたりさ、これは国はなんか関越に抜けるんだとかあるけども、都のやついくら見てもわかんないよ。平面交差なんですか。目白通りと。

司会: はい、安西さん。

安西: 目白通りとの交差部についてですけれども、ちょっと移動させていただき、 外環の2の本線といいますか、主要な交通の流れというのはこちらになりま す。本線といいますか、主要な交通を流す道路ですね。

> こういったところは脇道といいますか、そういった交通機能としては本線 側が持っているということになります。

放射7号との接続というのはここで平面で交差するという形になります。

司会: ちょっとその前に構成員 I さんの質問の、協議ということに関してお答え いただけますか。

安西: はい。構成員 I さんから事業認可を取得するに当たって協議は完了していなくてはいけないのではないかというお話でしたけれども、それは繰り返し

になりますけれども事業認可を取得する上での要件ではございません。

構成員 I: いや、たしかね、あれ、関係機関との協議というの入ってるんですよ。都 市計画法に。だから協議が仮に1段階、2段階あるというのがね、そういう のあったかなと思うんだけど、百歩譲ってあるとしてもね、警察って結構う るさいじゃないですか。中央分離帯だってね、交差点からの距離見てもなか なか切らさないとかね、結構大変ですよね。で、あれなんか複雑な道路だから、これではちょっと事故も起こるし交通取締りもできないと。

僕も運転歴長くて、自分じゃベテランのつもりでいるんだけど、あれ、どこ行ったらいいかわかんないですから、あれ見たってね。だからあの図面がおかしいと思うのもさることながら、事業認可のときに関係機関との協議で、少なくともね、認可を取る前での協議は終わってないといけないんですよね。それからもう一回また図面がというか、後でなんか協議するということはあるかもしれないけども、それはそうとしても、少なくともね、認可申請であって、関係機関との協議って書いてあるんだから協議終わってなきゃいけないんじゃないですかな。その限りでの協議は。それ、何でいいことになったの。じゃ、もしいいんだったらしなきゃいいじゃないですか、協議なんて。しているんでしょ、だって、やっぱり。だから言ってること矛盾してるんじゃないの、だって。本当に法律に書いてないもの。関係機関との協議し。

いや、図面じゃなくてさ、協議があるでしょ。関係機関じゃないの、警察 は。

司会: 佐久間さん。

佐久間:

私のほうからちょっと回答させていただきますけども、いろいろ法律があってわかりづらいんですけれども、都市計画法上の事業認可という観点ですと、これまでまた何回も国のほうからも説明していると思いますが、その事業内容が都市計画に適合しているとか、そういうことで説明させてきていただいていると思うんですが、その中で当然ながら事業の施行に際して関係行政機関の免許とか許可とか、そういう必要なものについてはそれをちゃんと確実に処分が見込まれるとか、確実であることと、そういうのがあるんですが、その都市計画の認可を受ける段階、その都市計画法上の事業認可の中においては警察との協議というのが条件には当たっていない。

ただ、実際道路をつくっていく上では、道路法上でまたちゃんと警察との協議というのがあるんですよ。で、その実際つくる中においてそのものがやっぱり警察の観点で安全なのかどうかというのはちゃんと確認しなきゃいけないので、そうした道路法に基づく警察の協議というのは当然ながら設計していく段階においてやっていくことになると。そういった意味での警察との協議ということは今も進行形という形で協議をしているというふうに聞いて

います。

司会: はい、構成員 I さん。

構成員 I: いや、それならそれでね、もう忘れちゃったから、多分、厳密にいうとそれは今の話で合ってるのかもしれないんだけども、ただ、道路法の協議があるとかね、それからこれから段階的に協議するといっても、既に基本的なやつは決まっちゃってるわけでしょう。だから東京都としてもね、この計画で実現するためには、この基本的なところでね、事前協議という段階、ことをやってですね、ある程度ね、先方との今後の協議がね、この図面どおりできるということを進めないといけないんじゃないですか、だけど。僕たちなんかだったら皆事前協議やりますよ。もしそういうことであれば。だってもうある程度全部進んでからね、これ、変えようと思っても変えられないじゃないですか。いや、別に警察のいうことを聞かなきゃいけないとかいうことよりも、向こうは向こうでね、危ないから交通安全上の話で意見を言うのであってね、それはまず道路設計者が第一にしなきゃいけない、設計者というか、施工者が主体しなきゃいけないことであるんだけども、だけどやっぱり取締

なくない道路をつくらなきゃいけないわけですよ。

そういう観点からするとね、今、法律論だけで言えばね、手続不備はもしかしたらないかもしれないけど、ちょっと僕も疑わしいとは思うんだけどね、仮にそれを百歩譲ってね、そうかとしてもね、事前協議もやってないおかしいんじゃないですか、だって。普通やるんじゃないの、そんなのは。だって国の協議だって皆外国とのあれだって事前に根回しとかやるじゃない。いきなり小泉さんが北朝鮮に行ったわけじゃないでしょう、あれ。田中均とかが裏でやってたんでしょ、あと。これだって同じじゃない。ことは小さくなるけど。だからそこだけで逃げてるのおかしいと思うんだよね。こんなへんてこりんな、へんてこりんですよね、これね。これで通すこと自身が危ないでしょ、だけどこれ。本当に。もう少し安全な道路をつくったほうがいいんじゃないかなと思うんだけど。

りについて、取締りというか、交通違反とかそういう刑事犯じゃない、事故 についてはね、向こうがプロなんだから、向こうの意見を聴いてですね、危

だからなんかちょっと協議は僕はおかしいと思うけど、今ちょっと反論の 根拠がないもんだから黙ってますけど、そのまま。

司会: ご意見という感じでね。はい。構成員Mさん。

構成員 I: うん、意見。後でまた言うけど、それは今回じゃないからまたあとでね。

構成員M: 安西さん、おくれた理由言いませんよね。2週間で報告していればね、今

のこんな質問全部ないんですよ。

それからもう一つ、安西さん、宿題あったのは、貼っていいか確認。誰に

確認したんです。建設局が出している書類だから確認しますと言ったけども、 法律的にその開示請求したやつを皆の前で表示していいというのを相談して、 この2点、2週間以内に皆に連絡すると、こう言ってたわけでしょ。今、黙 って貼ってるけどさ、法律でいく根拠をだれと相談したんです。それとその おくれた理由。

司会: 安西さん。

安西: 前回の宿題ということでいただいて、なるべく早くにということで、2週

間って、私、申し上げたかどうか記憶は定かじゃないんですけど。

構成員M: 33ページ、上段。

安西: 超特急でというところですか。

構成員M: こんなの2週間あればわかるでしょと言ったんです。

安西: 超特急という部分ですかね。すいません、そういった意味ではちょっと遅くなってしまったのかもしれません。それで、関係部署ですけれども、この図面を作成している建設局等々に確認した上でですね、この図面を掲示させていただいております。

今回、構成員Oさんからいただいた図面というのが上の図面だと思っていたんですけれども、そういうご要望をいただいていたと思っていたんですが、 先ほど会議が始まる前にこれじゃないよというご指摘を事前にいただきましたので、構成員Oさんの図面を掲示していただいているということでございます。

構成員M: 答えになってないよ。

司会: 答えになってないというのは、構成員Mさん。

構成員M: 安西さん、しゃべるなというとベラベラしゃべってさ、会議を長引かせてさ。それから一言、どこで許可したか、早く教えてというと、それはだんまりこいて、またきょうだって30分時間くってるでしょう。あなた、話し合いの会をおくらせるためにいるみたいじゃない。ちょっと言葉は言いすぎましたけどね、ただ、構成員Oさんがお聞きしたのは開示請求をして開示してもらったやつを、いわゆる限られた利害関係者に見せるわけですね。それは開示した部署の恣意によるのかね、それとも東京都の開示条例かなんかわかりませんが、そういうので開示できたのかというのは聞くのに、さっきから

だって開示した部署の恣意によってね、これは見せていい、これは見せちゃだめだというのはちょっとおかしくありません。

建設局等々と言ってるでしょ。僕、聞きたいのはかえって等々なんですよ。

司会: はい、佐久間さん。

佐久間: じゃちょっと事務局としてという感じになると思うんですけど、まず一点、 2週間の話については2週間でというような、出してくださいということだ ったと思うんですけれども、その点について2週間でできますということは ちょっと我々としては、多分、議事録にも載っていないと思うんですが、そ ういった意味でちょっと2週間というのはピンと来なかったのはそういうこ となので、申しわけないということを言いましたけど、ただ、確認という意 味で建設局等々という話をしましたが、当然ながらこの文書を持っていると ころという意味でもともと建設局のほうに確認しなきゃいけない。この辺ち ょっと縦割りで申しわけないんですけど、文書をちゃんと行政として持って いるところがまず判断をしなきゃいけないので、そことちゃんと調整をさせ ていただいたという話と、当然ながら我々がそういう建設局のそこであれば、 そういうのを事業認可を取って事業をしていく事業者の立場のところがある と思うんですが、それ以外にも文書の公開とか、そういうことですとそのそ れぞれの局の中にも文書係といって、そういう情報公開とか、そういう対応 をしているところもありますので、そういうところとかとも、当然、我々の 都市整備局の中にもそういうのがありますし、そういうところとも資料の取 り扱いについていろいろと相談させていただいて、今回、掲示することにな ったということでございまして、そういった意味では前回いろんな意見をい ただいたのを踏まえて、我々としても庁内調整をさせていただいて、今回、 資料ということで掲示させていただいたと。

ただ、ちょっと一点、構成員Oさんに申しわけなかったのが、我々としては前回の続きの中で事業の範囲とか移転戸数とか、そういう話がちょっと引きずっていたもので、それがわかる資料ということだというふうに我々は思ってましたので、上のほうの資料でいいだろうというふうに思っていたんですが、確かに構成員Iさんが言っていらした警察協議とかいう話もあったので、確かに下の図がないと、その部分はわからないよねという部分がちょっと漏れてまして、そこについて申しわけなかったなということでございます。

司会: はい、構成員〇さん。

構成員O: 今、構成員Mさんが言われた点については、1月の28日締め切りで議事録を送り返してほしいという話があったんですね。そのとき提出した控えのコピーがこれです。ここに赤文字で書いてあるのは、今、そのことだけを書いているんです。構成員Mさんがあれだけ超特急でやってほしいと、発言されているので早く返事してあげて下さいと、そういう声、私が声を上げたのは1月28日です。もうそれから3カ月か2カ月半がたっているわけですね。そういう意味ではこういう書類は皆さん共有されてるんですか。私、事務局に送ってますけど。安西さん、ご覧になってますか。

そういう意味では、やっぱりあのときの構成員Mさんの話からすると、もう既に1カ月半もこの時点で経過してるけど、未回答なのはどうしてかと私

も責めているわけですよね。ですからもう少し何とかして戴きたかったと思います。

それからちょっと今のことでの関連ですが、私、練馬のオープンハウスにも行きました。行った目的は、果たして練馬のオープンハウス会場にはこの図が貼られているかどうか見たかったのです。むしろ練馬の人はこれを見たがっているのではないかと。上の図面も下の図面もですね。で、あの雪の降ったちょっと後のこと、安西さんにもお会いしましたね。みどり地域集会所です。だけど貼ってないんですね。先日、武蔵野の話し合いの会へ行きました。そこでも全然貼ってありませんでした。

この地図は、杉並にうるさいメンバーがいるから、杉並だけは貼ることは 許そうと。だけどこれはこの場限りだよと、そういう話なんですか。いや、 今後は、オープンハウスでも何か説明会でもいつでもこれを使ってじゃんじゃん使いますよと、そういう話なんですか。限定された、このことならいいよという条件つきの建設局からの許可なんですか。そのことをまず確認したいのですが。

司会: はい、佐久間さん。

佐久間: 構成員なのか、ちょっと事務局なのかあれなんですけど、混同しちゃった らごめんなさい。

まず今、高速道路のことに関しては国土交通省が事業者としていろいろ地元に説明に入ったりしています。それとあと、建設局のほうはこの大泉の1キロ区間の部分について事業者としていろいろ地元にも入っています。

我々、先ほど言われたオープンハウスは、多分、練馬のあり方複数案に関するオープンハウスのとき、貼ってなかったということだと思うんですけど、当然、我々としてはあり方複数案を説明したい、それの対象となる資料を掲示させていただいて説明させていただいているつもりでございます。ですので、そのときにあり方複数案の対象になっていないこの部分のことについて説明する場面ということでセットしているものではないので貼ってはいません。

先週、武蔵野の話し合いの会も行いましたけれども、その中においても特段そういうのを出すべきだとか、そういう話も特段ないので、我々としては別に出さなかったということだけなんですけれども、それぞれいろいろ事業が動いているじゃないですか。高速道路を含めて。そういう中で話し合いとかオープンハウスとかいろんなものがセットされ、説明とかもあると思うんですけど、それぞれ行政としては話を説明したい目的というのがそれぞれ中身があるはずなので、通常はその目的に沿った中身を説明するための説明会というふうにセットしていきますので、それと、確かに全然関係していない

のかと言われたら関係するのではないかという意見もあろうかと思いますが、 我々としてはやっぱり主眼的には行政としてはやっぱり行政の一番そのとき に、何のための説明会なのか、何のためにという部分をちゃんと説明できる ように資料を用意して説明していくということだと思いますので、いろいろ とこの日は足りないんじゃないかとか、そういういろいろあろうかと思いま すが、意見も聴きながら対応できる範囲で対応していく形になるのかと思い ますけれども、ご理解のほどいただけたらと思います。

司会: 要は、ほかの地区でも地図を広げられるかということですね、質問は。

佐久間: 事務局という形になるんですけれども、きょうこの場に、杉並地区におけるこの話し合いの会につきましては、東京都が事務局となって杉並地域における地上部街路に関する話をするためにセットしている会議体というか、話し合いの会でございます。

その場において我々の責任でもってこの会場をお借りして運営をさせていただいております。そういうきょうの場においてはこういうような話が前回もありましたし、きょうもあったので、それについては中身については問題ないだろうということで、きょう、これを貼りましたが、それぞれほかの場面につきましてはちゃんとその設置主体といいますか、会議の運営主体といいますか、ちゃんとそういうところに確認を取った上で対応していただかないと困ってしまうかなと思います。

きょうは我々の、事務局としてこれを運営している立場として、きょうの場においては貼ることについては問題ないというふうに判断したということでございますので、その辺はトラブルを起こさないためにもやっぱりその設置主体、国だったり建設局だったりする場面があれば、それぞれにちゃんと確認していただくのがよろしいかなと思います。

司会: 構成員〇さん、どうぞ。

構成員O: 今の話、ちょっとおかしいと思います。全然納得できないんですけど、要はそのスポット、スポットで、その時々に一応お伺いを立てて、それでOK したら、いいよということなんですね。いつでもオープンじゃなくて、その 都度、スポット、スポットで相談しなさいと、こういうことですか?

佐久間: それぞれの主体にちゃんと確認して、これは我々が主体ですので。

構成員O: わかりました。おかしいと思いますけど、ちょっと話が長くなってすいません。

それで今までの話を総合して、私、非常に疑問に思って、構成員Mさんがさっき言ってくれたことなんですけど、練馬1キロ問題とか大泉ジャンクションという名前はよく聞きます。だけどどこに道路がどうはりめぐらされたか、どうつながっているのか全然理解できないんです。

国の図面があります。国の図面というのはここに一部貼ってありますけど、これは国の概念図というのをね、同じ比例尺にして貼ったんです。これは。で、これは東京都さんの図面、今の1キロ区間のものを貼ってます。そうしますとね、これ、幅が広く見えますけど、この図面は東京都さんが外環の2ということを頭に置いてつくった図面なので、実際には着色されてない、外側にまだ線がもう一本あるんですね。この幅がこの幅と一緒なんです。これは国が高速道路とかから一般道路から来る道路も含めて描いてあります。

それで、先ほど構成員Mさんがいろいろ道路を挙げてくれました。これ、外環の2というのがありますね。これ、外環の2のこっち側の出口はこの道ですか。外環の2のこっちへ来る道は。この道ですか。これじゃなくて、これですね。すると、外環の2とつながる地上道路が、大きく分けると三つあります。1つ目は目白通りとの接点をどうするか。2つ目は外環の2から関越へのつなぎ、3つ目は埼玉外環につながる道をどうするか。そういう3本あるんですね。それぞれに行きと戻りがありますから、計6本になります。

ですから外環の2からこっちへ行く道路で、こっちからこっちへ入る外環の2という道路、ここで断面を切った場合には3カ所で2本ずつですから6本必要になりますね。

それからもう一つ、地下トンネルの外環本線からのつなぎです。1つ目は 北から埼玉外環がここまで来てるんですね。半割りで。ですからそれへつな がらなければなりません。

2つ目は関越に入りたい車もある。3つ目は目白通りに出たい車もあると。要するに地下の外環本線も3カ所の行き方が必要になるわけですね。それも往復必要だと、こちらも6本の道路が必要です。

ですからさっきのと合わせて6通り+6通りで12通りですね。ですからここの断面を見ると12通りの行き来が必要なんですね。それが我々住民にとっては12通りが、早く言えばここの断面、ここの断面、ここの断面というように、何か所も細かくこういう断面図が欲しいんですね。要するに全然理解できないんですよ。このジャンクションの中身が。こういうのを理解させるためには、大泉の皆さんにとってのオープンハウスだとか、そういうとこでね、ジャンクションはこういう構造になりますよという説明が必要だと思うんですよ。

これらの図面では、自分たちの都合のいいだけのことの図面であって、住民には、理解できていないのです。住民からすると高速道路も一般道路も差別なんかしないで、道路はこうなりますと、もう蛸入道みたくものすごくなるんですと、こういうような図面や模型でもって、これこそここは模型でつくってやってもらいたいんです。

ですから私、お願いしたいのは、この概念図とこれとあわせた、国と仲よくですね、ちょうどあいのこ的なところになりますね。そういう総合的にですね、これが道路の全完成図ですと。国のほうと東京都のほうと。ですからこの外環の2から、例えば関越へ行く道路、関越のほうは国のほうから、外環の2は東京都だと。でもこの境のここ、どこまでかは東京都のあれになるわけですね。ですから外環の2といえば、それも皆入ってくると思うんですけども、要はこの断面で取ればさっき言ったように12通りは絶対必要だと思います。12道路の断面がわかるような、つまり住民にもっとこういうジャンクションというのはこうなってるんだというのをわからしめるような図面じゃなきゃ意味がないと思うんです。これではちょっとわからない。私は正直わからないのです。

それからこんな迷路になっている理由もやっぱりわからないです。きょうは練馬の説明会じゃないので、詳しくは必要ないんですけど、ペーパーを読めば何でこうなったかってわかるものが必要と思うんですね。そういうことがわかるような説明を今までなされてないんですけども、してほしいです。構成員Iさんが迷路だ、これは事故が多いよと、主張されていますが、こういうことについての考え方というのは何か出されてもいいんじゃないでしょうか。何にも出てないですよね。皆見て勝手に理解しなさいと、こういうことじゃないかと思うんですけどね。

ですから私はお願いしたいのは、国と東京都、その境なく両方の道路が全部網羅された図面が絶対に必要だと思うんです。警察ではそういう図面を望んでるんだと思うんです。じゃないと最終的な判断が警察ではできないんじゃないかと思うのです。ですからそれを切にお願いします。

司会: そしたら安西さん。

安西: 図面が地上部の街路と高速道路との関係がちょっとわかりづらいねという ご指摘だったかと思います。こちらの図面なんですけども、住民の方々に説 明するためにつくったというか、むしろちょっと行政内部の手続のためにつくった資料で、住民説明会用につくっている図面も別にございますので、そういったものがご用意できるようちょっと関係機関と調整して、次回、ご用意できるかどうか調整したいと思います。

構成員O: それは高速道路も全部入った姿での意味ですね。

安西: はい。

構成員O: はい、わかりました。お願いします。

司会: この複数案というのを説明してください。

安西: そうしましたら報告事項の2番目で、練馬区における地上部街路について、

あり方複数案について簡単に説明させていただきたいと思います。

こちらのあり方複数案については昨年の 12 月に公表させていただきまして、1月から2月にかけて広く意見を聴く会、あるいはオープンハウスという場で地域の方々の意見を聴いてきたところでございます。

1ページ目をご覧ください。こちらは外環の都市計画の概要ですので簡単に説明させていただきますと、全体でいけば、皆さんご承知のとおりかと思いますが目白通りから東八通りまでの約9キロ、そのうち練馬区の区間はその半分の4.5キロということでございます。区間とすれば目白通りから青梅街道まででございます。

2ページをご覧ください。標準断面図です。昭和 41 年の断面が左側、平成 19 年4月の断面が右側で、高速道路が地下化されたということでございます。

3ページ目をご覧ください。これまでの経緯は割愛させていただきます。 練馬区における検討のプロセスでございますけれども、右側のページに移り ます。話し合いの会については平成22年の6月から計6回開催させていた だいてご意見をお聴きしたところです。また、これに引き続き構成員以外の 方々のご意見を聴くため、広く意見を聴く会、これを23年11月に3回開催 してございます。

5ページをご覧ください。練馬区における外環の地上部街路の必要性ということで、環境、防災、交通、暮らしの4つの視点で必要性についてとりまとめた資料でございます。こちらについては後ほどご覧いただければというふうに思いますが、練馬区における外環の地上部街路、地域課題の解決に資するとともに、広域的な視点からも必要な道路というふうに考えてございます。

飛びまして 14 ページをご覧ください。練馬区における外環の地上部街路のあり方についてでございます。まず代替機能についてでございますけども、代替機能を確保して都市計画を廃止という考え方についてもこれまでご提案させていただいているところでございますが、既存道路の拡幅が必要となり、沿道の土地利用の状況などを考慮するとその採用は困難というふうに考えてございます。

16 ページをご覧ください。地上部街路のあり方複数案についてでございます。緑囲みのところです。地域の皆さんがこの地上部街路に期待する機能などについてご意見をお聴きするため、整備イメージを機能別に示すあり方複数案を作成したところです。あり方複数案の対象区間は練馬区の目白通りから青梅街道、4.5 キロのうち、事業中の大泉ジャンクション区間、こちらでございますけれども、それと下側、高速道路の整備に伴って地上部が改変される青梅街道インターチェンジ付近の区間を除く約3キロということでご

ざいます。

17 ページ、18 ページをご覧ください。複数案としましては案1でございますけども、こちらが車道と歩道、植樹帯を設置した道路、一般的な道路というところで18メーター。

これに加えまして独立した自転車道を加えた道路のイメージが案2でございます。案1は自転車が車道の自転車レーンを一方通行することとなりますが、案2では相互通行が可能となります。

案3につきましては、これに現在の都市計画の幅員 40 メーターというものを活用しまして、幅広い緑地帯を加えた道路のイメージでございます。

この3つの案につきまして、環境、防災、交通、暮らしの4つの視点、あるいは移転棟数、事業費といった面で比較したのが右下の表でございます。

最後 19 ページをご覧ください。今後の検討の進め方でございます。今回 お示ししたあり方複数案を基に、広く意見を聴く会をことしの1月に3回、 そしてオープンハウスを9回開催し、地域の方々のご意見の把握に努めてき たところでございます。今後、いただいたご意見に対する都の見解とともに 都市計画に関する都の方針をとりまとめていきたいというふうに考えてござ います。以上です。

司会: それではご報告されましたが、次、次第の4ですかね。構成員 I さん。

構成員 I: これ、練馬区の外環の対

これ、練馬区の外環の地上部街路について、あり方って、複数案ってなってますけども、最初、なんか我々がね、なんか情報的に把握してるんだと、なんかこういうような感じではなかったんです。なかったような気がするんですよね。これは練馬区のほうですから、杉並区は余りここで時間取られたくはないと思うんですけども、これ、練馬区の人たちはこれでいいってことで、いいっていうかね、大方意見をとりまとめたらこういう方向でいいということになったんですか。なんか訴訟を起こしたりね、それから反対意見も随分あったのがインターネットに出てたんですけども、何にも書いてませんよね、ここにね。要らないという人がいたということ。だからそれ、変じゃないですかね、これ。仮にここにこれをまとめるにしてもね、そういうもうお金もないし、道路要らないんですという人もたくさんいたような気がしたんですけども、何にも書いてない。だから練馬区の人はこれでいいって、いいっていうか、東京都の案ですからね。だけど区民の皆さんのこういう意見があった中で、賛成派の意見をまとめるとこうなるかもしれないけど、反対派の意見もここ、入れておかないと不公平なんじゃないかね。

これはあり方の中にはなしというのもあるんだよ、これ。つくる前提のあり方だけじゃないんじゃないんですか。それだったら僕らを呼んで意見を聴かなきゃいいんで、意見聴いたからにはさ、ある程度反映しないといけない

んじゃないんですかね。変だよね。民主主義でしょ。

で、僕たちがお金出した税金でつくってるんでしょ、道路は。あんた方が プレゼントして自腹でつくってるわけじゃないんだから。税金を払ってる人 が、要らないという人がたくさんいてね、道路、その意見は何にも入ってな いというのは片手落ちなんじゃないかな。と僕は思うんですけれど、その辺 については練馬区の人はいないんですかね、ここは、きょう。

いいんですか、これで。

そう言ってるじゃない。だからちゃんとその辺は区民の意見をどうまとめたのかをね、ちょっとお話しいただけますかね。それから次のとこに、ちょっと時間もったいないから行きたいと思うんで。

司会: 安西さん。

安西:

安西: どのようなご意見をいただいているかというところだと思います。ご意見

についてはですね。

構成員 I: それはインターネットで見たよ。

そうですか。あり方複数案のパンフレット、はい、例えばちょっとご紹介させていただきたいと思うんですけども、5ページをご覧いただきますでしょうか。5ページで3段落あるうちの2段落目ですけれども、これまでいただいたご意見というところで読ませていただきますと、次世代のため、安全・安心のための道路が必要、目白通りを整備するときには反対もあったが、整備されてよかった、住宅の立ち退きを減らすために外環本線は地下化されたのだから、地上部街路は廃止すべき、被災地の復興など他の施策を優先すべきといったようにさまざまなご意見をいただいているところでございます。

また、環境、防災、交通、暮らしの4つの視点でもご意見をまとめてございます。例えば6ページというところで見ますと、グリーンベルトを整備してほしいというご意見がある一方で、街路樹による緑化の効果は薄いのではないかといったようなさまざまなご意見をいただいています。

また、7ページをめくっていただきますと、一番上のところにご意見を6個まとめてございますけども、上石神井で火事があったとき、道が狭くて消防車が立ち往生したよというご意見ある一方、例えば住み慣れた環境を離れるのはつらいというようなご意見もございます。

9ページ、交通のところでございますけども、渋滞がひどくて、渋滞対策 のために絶対必要というご意見もある一方で、少子高齢化が進み、自動車交 通の減少が予測できるため、新しい道路は不要といったようにさまざまなご 意見をいただいてございます。

今回、1月から2月にかけて広く意見を聴く会、オープンハウスを開催させていただいて、そこでいただいたご意見というものをまとめさせていただ

いたのがA4の両面刷りのものでございます。こちらでも今ご紹介させていただいたようなさまざまなご意見をいただいているというところでございます。

我々、都市計画を決定する立場の東京都としましては、地域の現状、地域の課題を踏まえましてこの道路につきましては地域の課題の解決に資する、あるいは広域的なネットワークにも資するというところで必要な道路というふうに考えているところでございます。

司会: 構成員 I さん。

構成員 I: 結局ですね、意見をいつもね、意見って話し合いをいつも振り出しに戻して、最初は気持ちをあらわにしなかったんだけど、本当に皆の意見を聴いてね、3案だとか4案であったりね、それでそのうちのどれかにするという姿勢があるというふうに見えたんだけど、途中からはとにかくやりたいという姿勢にほとんど変わってきてるんですよね。皆さんね。

で、基本的に道路はあれば便利に決まってるから、それはね、便利には決まってるんですよね、だけどやっぱり予算とかいろんな問題があって、国の借金の問題、都の借金の問題もあって、やっぱりない袖は振れない、できないとか、優先順位とかいろんなことでここまで来てるわけじゃないですか。これに限らずね。だからそれでどうしても必要だってここまで言うんであればね、40年も50年もほっとかないで着々と粛々とやっていけばいいと思うんですよ。本当に。やらないでいて、今ごろなんかちょっと急に狂ったようになんか変に元気出してるんだけど、だってあれでしょ、国が地下に潜った、きょう、国が来てないからちょっと残念なんですけども、国のほうが地下へ潜ったわけですよね。だったらあなた方がここに皆さんの協力を得て地上に街路をつくれるんであれば、地下に潜るとものすごいお金がかかるんだからね、地上に乗っけてあげればいいじゃないですか。自信持ってそれを言えばいいじゃないですか。

ところが地下に潜って自分たちだけが、自分たちだけでもないんだけどね、 我々のためを思って道路を、高速道路をつくってんでしょうけども、地上部 でね、土地を買えないから、事業地は買えないから地下に潜ったという人が ね、土地が買えるのを前提になるような事業認可をおろしてるわけですよ。 こんな矛盾ってね、誰が考えてもないわけですよ、これ。そう思わないです か、だって。それでいて広く意見をと、思いますよね、今ね、広く意見を聴 いておいてね、それで結局は細かくどこかには書いてあるのかもしれないけ どね、反対意見もいろいろ書いてまとめるという話じゃなくて、結局は反対 意見を小さく書いておいて、道路やりたい、やりたいと。

でもね、実際にいくらこういうふうにやったって、多分、できないと思い

ますよ、道路はね。これは。練馬区はわかりませんよ、僕、練馬区の事情は よく知らない。なんかたくさん売りたい人がいればもしかしたらできるかも しれない。反対の人はでないかもしれない。杉並区と武蔵野市というのは僕 は絶対にできないと思うんですよ、いくらやりたいと思っても。できるんで あれば、もう国のほうもね、地上に街路をつくったほうがいい。地下につく ったらね、あれは事故が起こったら大変ですよ。地震にはね、トンネルは強 いと言われてるんだけども、だけど断層があったりするような大きな地震に なってきたらね、トンネル、真っ二つに割れちゃうし、韓国で船が沈んで大 事故が起こってますけど、道路だってなんか問題があってね、中で大きな事 故がおこって、火災事故でも起こったら大変ですよ、地下だったら。だから そういうメンテナンス、いろんな問題があるからね、送電線の地下だって皆 地下に入れないわけでしょ。送電線、地下に入れたらものすごい熱があって ね、あれ、重油か何かで冷やさなきゃいけないから地下にしようと思っても なかなかできないわけですよね。道路だってできるだけやっぱり地上のほう が安全なわけですよ。だけどいろいろな反対の中でどうするかという問題を やってるんだけども、そのときに僕はやっぱり必要なものはつくるべきだと いう派なんです。で、あなた方が自信を持ってそれが必要だと言うんなら、 それはもう粛々とね、何十年も放っておかないでやればいいんじゃないです か。今ごろになってこんなことやって、ここは建設省が地下に潜ってるから ね、絵には地上部のとこに住宅の絵は描いておいて、それで何だか知らない けど都計道を地上にやるという話になってくるから皆怒っちゃってるわけで すよ。終始一貫してないんだよ、やっぱり。

だからこれも後から言いますけどね、建設省もなんかこんなことで逃げてると思わないんだ、国交省か、思わないんだけども、きちんと住民の意見を聴くんであれば、住民の意見を反映すべきじゃないですか、ある程度。全然反対派、反対派というかね、反対というよりも道路が要らないという人たちの意見なんかよく見ないとわからないですよ、これ。どう見ても練馬区は皆さん事業地を提供してね、この道路をつくるということに賛成したように思えちゃうもの、知らない人が見ると。そうじゃないですか。

あなたね、これね、ちょっと卑近な話でおかしいんだけども、私のうちの家庭のちょっと恥をさらして申しわけないんだけど、うちの家内はね、きょう夕飯ね、カレーライスにするかロールキャベツにするか、それとも鮭焼く、どっちにすると聞いてきたんです。僕がね、なんだっけな、あのときね、ロールキャベツ、カレーライスつったのかな、カレーライスにしてくれよつったんだね。そしたらね、カレーライスはじゃがいも、なんかほかのときに使うからだめで、それでじゃ鮭って、鮭は何とかで、で、ロールキャベツだっ

て言うんだよね。それだったら最初からきょうはロールキャベツって言えばいいじゃないかつったんだ。意見聴いといてね、それでロールキャベツなんておかしいんじゃないのつったの。そしたらね、それはおかしいわね、ごめんなさいって謝ったんですよ。

あなた方もね、住民の意見を聴いてね、それで住民がいろんな意見があって、それを聞いといてやっぱり道路をつくりますなんていうんじゃさ、最初から聞かなきゃいいじゃないの。

それでね、今の話と、うちの家内よりあんたのとこがおかしいなと思ったね。うちの家内はね、あれですよ、この間、前にね、所有権の話ししたけども、うちの家内は僕の言うこと全然聞かないからね、妻ってのはね、夫に所有権がないのと思ったんだけども、それでもやっぱり自分がおかしいこと言ったらごめんなさいって謝ったもんね。ロールキャベツにしたときは。

ところがあんた方はさ、僕たちの意見聴いといてね、その意見、何にも反映しないでさ、道路をつくりますなんつってね、最初から聞かないでやればよかったんだよ。やっても反対するかもしれないけどね、やっぱりその過程が全然おかしいんだよな。で、かつ、地下に潜ってるのに何で地上にできるかって、これ、永久に解決できない矛盾じゃないですか、あなた。そこのところについてさ、それを置いといてね、なんかさっきから警察に事前協議もしないでね、まだ協議はこれからですなんてね、都市計画、どこかに書いてあったと思うんだけどな、関係機関との協議、そういうふうに言ったら少しはやってもらわないとね。もう佐久間さん、今度来ないかもしれないから、もうあれはあれでいいと思うんだけど、そういう矛盾を抜きにして住民の意見を聴くということはね、これ、住民の付託で公共事業をやるという姿勢から外れてますよ。聴くんだったらね、意見を反映させてくださいよ。皆そう思ってるよ。

構成員 T: そう思わない、あなたたちだって。

司会: いいですか。はい。よろしいですか。

構成員 I: だから話にならないんですよ、大体。今までだって僕とね、構成員 O さん相談してね、話し合いを少ししようじゃないか。あんたらもね、道路の説明の話ばっかりやってるからさ。だってそれはできれば便利になるに決まってるじゃん、道路なんて。いろいろ問題があるからさ、どこでも公共事業って行き詰まってんでしょう。

そういうことでね、ちょっと一般論になっちゃったけども、ここだけじゃなく、すべての問題だけども、その問題を解決してないから、これもおかしいっていうんですよ。これはね。練馬区のこれも。練馬区の皆さんの意見は反映してないだろうと僕は思うんです。反映してるって言ったけども。

司会: そういうご意見ですね。はい。構成員Mさん。手を挙げておられてたので。 構成員M: 練馬区のこの 14 ページですけどね、以前に代替ルートというのはどこが 提案したんですか。

それから代替ルートはできないと言ったのは、僕の聴いた限りは中高層ビルがあるから立ち退き問題あってできないというふうにたしか安西さん答えたと思うんだけど、前から中高層ビル、あるんだよね。あるから立ち退きできないってわかってて代替ルートを提案したんですか。それこそさっきの構成員Iさんじゃないけどさ、代替ルートでございます、これはできないとわかってて代替ルート、提案したんですか。武蔵野で言ったよ。中高層ビルがあって移転できませんから、代替ルートはできませんと。だからABC案にしますって。

司会: はい、安西さん。

安西: あり方複数案のパンフレットの 13 ページ、14 ページ、代替機能の確保というところについてのご質問だと思います。代替機能を確保して都市計画を廃止という考え方は平成 17 年の1月にご提示させていただいておりまして、練馬区における話し合いの会でも既存の道路を活用して地域の課題とか解決できないのかというご意見もたくさんいただいていたところでございます。

この代替ルートを設定したのは私ども東京都のほうで、代替ルートを一つの事例として提示させていただいたものでございます。

現在の道路、今ある道路をですね、最大限活用した形でこの地上部の道路 と並行する形で設定するとどうなるのかというのがこの赤いルート、代替ル ートでございます。

先ほど構成員Mさんからご指摘のあったとおり、現道の沿道についてはですね、写真にあるような堅固で高い建物というのが実際に立地してございまして、こういった道路を拡幅するというのはかなり難しいというところで、この代替機能を確保して都市計画を廃止というところは採用は困難というふうに考えたところでございます。

構成員M: それは答えになっていないですね。はい。

司会: 構成員Mさん。

構成員M: 安西さんいないときの説明でしょ、これは。東京都、クルクルかわるからね。代替案出したときの。だけどこういう案がありますって提示したわけでしょ。そうするとあったときは練馬区の人はできるだろうと思ったわけよね。東京都の、都道の最低ルールは、いわゆる平面交差のところ、いわゆる右折ラインをつくるぐらいなものであってさ、この、今、写真出てる高層のビルなんていうのはどこかはよくわかんないけどもね、厳密にやってったら案の2ぐらいできるかもしれない。歩道を外せば。今、実際この写真撮ってるの

が往復2車線なんだから。

だからそういうできるよと言って代替案を出しておいて、で、中高層ビルある。今の案というのは、だって建築制限かかってるから中高層ビル建てられないとこでしょう。中高層ビルがないのはないのは当たり前じゃないですか。これは本当、相当うまい言い回しだと思うよ。

それで安西さんはそう言ったと思いますと言ってるんでしょ。全然、安西 さんが説明してないんだ。安西さんが説明してるんだったらもっと胸張って 言えるよ。だから僕、練馬の人、怒ってると思うんだよな。

司会: はい、構成員 I さん。

構成員 I: 練馬区のことでね、杉並区から言うのも変なんですけども、同じ住民として言うとすれば、これだけ話し合いの会と違うものをまとめるんであればね、練馬区の話し合いの会を復活させて、もう一回意見を聴いたほうがいいんじゃないですか。ちゃんと。話し合いの会はそちらで話し合いの会をしたいということでやったわけですね。で、都合いい案にまとまったらそのままですけど、都合悪くなってやめちゃうという気持ちが多少あるんだけど、住民にも話し合いの会を続けてもらいたいという権限あると思うんですけどね。行政のほうだけからじゃなくて。だから練馬区の皆さんも話し合いを続けたいかもしれませんよ。だからその話し合いがもう一回続けて意見を聴いて、そ

だから続けたらどうですかね、多分。で、練馬区の住民の方の意見聴いて、で、続けたいというんだったらやったらどうですか。これは僕のあれです、行政の人たちに対する意見と、それからもし練馬区の人がいればですね、条件を行政の人に要望したらどうかと思うんですけど。これと全然違う案をね、こんなとこでやって、しかも杉並区でこんなのやるの変じゃないかと。

の場でちゃんとこうなりましたってことを説明すればいいんで、僕たちのほ うで練馬区のあり方なんて説明されてもね、ちょっとこれ、気の毒で困っち

でもこれはどういうことかというと、あなた方の意見はいろいろ聴くけどね、最後にはだましてこういうものをつくりますよということを例として示したの。というふうにしか思えませんけど。

司会: はい。ご意見と要望ですね。はい、構成員〇さん。

やうんだよね。こんなだまされたのを見てさ。

構成員O: 私は違う角度からちょっと質問したいと思うんですけど、実は練馬1キロ 区間が事業認可を受けたのが去年じゃなくて、おととしの9月27日でした。 官報に出たのが9月27日。それから2週間後にこの会場で我々の杉並区の 話し合いの会(第5回)が行われました。第5回。10月の11日です。

> それでそのときに、「何で1キロ区間を認可したのか」と質問が集中砲火、 もうそれだけで2時間の会議が終わっちゃったという感じでした。

で、今ここに第5回の議事録を持ってきているんですけども、もうそのときは、ちょうど今、佐久間課長が座っておられるところに小口さんがおられて、小口さんが終始言われたのは、この1キロだけは特別に、もう特別な例として認めて下さいと。それ以降のほかの8キロ、外環の2の8キロについてはステップをちゃんと踏んで、手順を踏んでやるようにします。ですからこの1キロだけはどうぞ認めてくださいと、もう三拝四拝して理解を求めたと、そんなような感じでその会議は終わったのです。

ですから私が不思議に思うのは、それが第5回の会合の時のことで、ちょうど1年半前のおととしの10月の11日の会議なんです。この議事録には相当このやりとりがあって、何回も課長の立場で、いやあ、もう1キロだけは、1キロだけは認めてほしいということで終始しているのです。ですからもう、それから、その2キロ以降の後の問題はね、もう当然出てこないと思っていたわけですよ。ところが1年ちょっとたったらすっかりそのことを忘れちゃってですね、今度は第二段階として1キロどころか、プラス3キロだと。これでまた再登場ですよね。

ですからこれ、例えば前任者からどういう引き継ぎをされているのかよくわかりませんけども、なんかあっと言う間にメンバーがかわると内容がかわっちゃうのです。我々はずっとこの会、1回目から出てるんですけど、全然おかしいじゃないかと思うのです。もう1キロだけに限った話だったんじゃないのかと。ここへ来ていとも簡単に、もう当たり前のような顔をして3キロが登場して来ると追っかけ杉並まで来るのも間近だなと、こういうふうに思うわけですね。

ですから何で、そういうような経緯をご存じの上でアクションを取られているわけですよ。佐久間さんのことだから。我々からすると、あれだけ「1キロ区間に限定版です」という約束していただいたと思ってるんですけど、それがこけて何で3キロ区間までやっぱりやるんだという、オリンピックの関係ですか。なんかその辺ちょっと説明していただきたいのですが。

司会: ご質問ですか。

構成員O: はい。

司会: はい。佐久間さんに。

佐久間: 幾つかこのあり方複数案に関してご意見をいただいているので、ちょっと まとめて回答する分もあるかと思うんですが、あくまでこのあり方複数案と いうのは練馬区におけるこの地上部街路のあり方の複数案ということで、 我々、示させていただきました。

> それで練馬区におきましてもこの場と同じように話し合いの会というのは 一応設置させていただいて、今回、あり方複数案を示して広く意見を聴く会

やオープンハウスをしたということなんですが、ある程度必要性の議論をしているうちというのはメンバーを固定しないと、毎回毎回メンバーが入れかわりだと一日で必要性の議論が終わればいいですけど、なかなかそんな簡単に終わるものでもないので、それはある程度メンバーを固定しないといろんな意見がでない、継続性がなくなってしまうということもあるので、話し合いの会をさせていただきました。

ただ、話し合いの会に出ている方というのはやっぱり限定されてますので、 練馬区のほかの人たちはどんな意見を持っているのかというのを聴くために、 その話し合いの会である程度まとめさせていただいたものを説明させていた だいて、ほかの練馬区の区民の皆さんはどう考えてますかということを広く 意見を聴く会等をさせていただいています。それが約2年ぐらい前ですかね。 その後、今回 12 月に練馬区における、2年間ぐらいかけて中身を検討し てきたものを、当然ながらご意見をいろいろいただきました。それは賛成・ 反対、いろいろあります。そういったものも踏まえながら2年間かけ、よう やくあり方複数案というのを一応とりまとめさせていただいたと。

ただ、これにつきましても検討のステップにおきましてはまた意見を聴きながら検討していくというふうに示してますので、我々としましては、今回、あり方の機能とかそういうものについて聴きたいということが主眼でありましたので、広く意見を聴く会で広く中身を説明させていただいて、オープンハウスで個々に対応することにより、意見をいろいろ聴いてきたということでございます。

それと広く意見を聴く会とオープンハウスの間もたまたま期間があきましたので、広く意見を聴く会ではどういった意見が出されていたのか、それもまとめてオープンハウスにおいては広く意見を聴く会ではこんな意見が出されてますよというのもご紹介させていただきながら、オープンハウスでさらに細かくいろいろ一人一人と、当然、一人一人意見が違いますから、いろんな意見の把握に努めてきたところでございます。

それで構成員Mさんから代替案というのはもともとどうだったのだという話もありましたが、話し合いの会において我々としてこういう代替ルートというのが、現道を活用して考えられるんじゃないでしょうかということを一応東京都として示させていただいたんですけれども、当然、その際にも外環の2も必要だし、代替ルートも必要だと言ってる方もいらっしゃれば、こんなオーバースペックな外環の2なんて要らない、代替ルートなんて要らないじゃないかとか、いろんなご意見をいただいています。

そういった中で我々として説明した後にそういったいただいた意見も踏ま え、今回、改めてそういういろいろ今の土地利用の現状とか、そういったも のを踏まえて検討した結果、もしそれを通すことがそれでも効果があるならば、そちらのほうにするという選択肢もあるでしょうが、今回、その延長も長くなる、整備効果も低くなる、そういった観点から比較検討すると代替ルートというのは、今回、採用は困難だという考えをまず示させていただいたというところで、検討を進めて、検討した結果をご説明させていただいたというところでございます。

あと、構成員Oさんから小口課長が、1キロだけ特別で8キロはちゃんとステップにのっとってやっていくと言ったじゃないかということなんですが、我々としましてはそのとおり進めてきているつもりでございまして、この貼ってあります大泉の1キロというのは外環の高速道路と一体となってどうしても整備せざるを得ない区間だったので、これには特別1キロだけ事業化しますということを説明させていただいて、残る区間につきましては検討のステップに基づき、説明させていただきますということを説明した、議事録にもそう書いてあります。

その中身に従って、我々としても練馬区においては話し合いの会が経過し、 もう既に2年が経過、ある程度そこに長い時間が経過している。その間、ず っとどういうあり方複数案があるのかということを検討させてきていただい て、当然その中では今までいただいた意見というもの当然見ながら、そうい った上で、今回、我々としてはこういう案を検討のプロセスに基づき、あり 方複数案を公表させていただいたと。

当然ながら杉並区とか武蔵野市においては今まだ話し合いの会をもっている状況ですので、しっかり我々としましては検討のプロセスに基づいて話し合いの会をして、話をさせていただきながらこのプロセスに基づいて進めていきたいというふうに考えているところでございます。そういった意味で練馬区もこのプロセスに基づいて我々としては進めているつもりでございます。

司会: 構成員Oさん。はい。

構成員O: そうしますとね、杉並、武蔵野では、今、話し合いをやってますね。これが終わるまでは複数案、3項目の案の確定はその後になるんですね。つまり要するに1年半前のこの会合ではね、残り9キロから1キロ引いて8キロ、これは杉並・武蔵野の話し合いの会の成り行きを見て、結果を見て、例えば外環が要らなくなるとか、要るとか、いろいろな結論が出るかもしれない。そういう成り行きを見た後で決めるようにするんだと言われたんです。

今の佐久間課長の話は、複数案として3案示されましたけど、これを決めるのはね、私、これを見たときに、もう練馬は勝手にどんどん進められちゃうんだなと思ったんですね。杉並・武蔵野の話し合いの会のペースに関係なく。それ、どっちなんですか。なにか今の説明ですとやっぱり杉並・武蔵野

の成り行きも参考に入れながらこの3案のうちどれにしようかというのを決めるんだというふうに聞き取れたんですけども、それでよろしいんですか。

司会: はい、佐久間さん。

佐久間: 誤解のないように申し上げておきますが、都市計画に関する都の方針を 我々としては最終的にまとめるつもりでいます。その過程において検討のプロセスで必要性のデータを示したり、あり方を示したりしながら検討してい くことというふうにしています。

> それで現時点ではどういうふうに方針を定めるか、まだ決めていません。 当然、地域、地域によっても状況が違いますし、その中で例えば今回あり方 複数案、練馬の、練馬ですよ、練馬のあり方複数案でちょっと示させていた だいたのは、これまでやっぱり必要性に関する議論をしていきました。それ について、我々、やはり地域の現状を見ると練馬区間においてはやはり地域 の課題解消のために必要な道路と、道路はやっぱり必要なんじゃないか。あ とは練馬区間だけで捉えたとしても、目白通りや富士街道があったり、新青 梅街道があったり、青梅街道があったりと、そういった区部と多摩を結ぶ東 京都内の都市計画道路としても非常に重要な路線を結ぶという観点から非常 に、ネットワークの観点からも必要なんではないかということもあわせてこ の練馬区間のあり方複数案の中には示させていただいております。

最終的にこの3案が、決めるのはいつかということだと思うんですが、まだ決めてませんよ、決めてませんので誤解をしないでほしいんですけれども、例えば練馬の中において決める、練馬の部分だけ決めるというようなこともあるかもしれないですし、構成員Oさんが言うように杉並・武蔵野の状況を見ながらというものあるかもしれませんが、それについてはまだ決めていません。

ただ、一つ言えることは練馬区の部分についてはもうあり方複数案まで示させていただいて、いろいろ意見を聴いてきたという現状はあります。杉並区に、この区間におきましてはまだ必要性の話をちゃんと議論しようとする手前ですかね、まだ本質のとこまで入ってない段階でいろいろお話し合いをさせていただいているというところでございますので、この杉並区における話し合いの会、この場におきましてはしっかりその場で皆さんともいろいろ意見を交換しながら話し合いをしながら我々としてしっかり検討を進めていきたいというふうに考えているところでございます。

くれぐれも誤解のないように、まだどうすると決めた段階ではございませんので。

司会: 構成員 I さん。

構成員 I: いや、なんか話聞いてるといつもね、そういう、なんかもう理屈がね、そ

ういう質問のときにはこういう理屈、こいつのときには、それぞれ一貫した 説明されてないんですよね。逃げてるんです。要するに今回あれでしょ、皆 さんの意見を聴きながら決めますというんであれば、意見を反映すればいい のに反映されてないわけですよね。必要だというならね、もともと都市計画 決定してるんだから、必要ならば住民の意見もですね、公告縦覧、それから 公聴会の中でね、法手続の中で聞いてですね、それでそこで着々と事業認可 が進んでいけばいいんじゃないですかね。それをやめて法手続にない、住民 の話し合いの会を設けるということはね、法の定めてないところをわざわざ やるわけですから、そういうわざわざやればね、なんか中村さんがね、これ はなんかものを決める会じゃないなんてね、意見言ったって反映されないの を示唆するような言い方されてむかついたことがあったんだけどね、わざわ ざやったからには聴くんじゃないの。だけど、そこが基本的にないんですよ ね。

だってもしそうじゃなく、必要性だけで言うんだったらば、あんたがそう 主張するんであればね、あなた方もプロなんだからさ、もう都市計画決定さ れてるんだから着々と事業認可が進んでいって、そいで公告縦覧、公聴会や ってですね、法手続にのっとって事業を進めればいいじゃないですか。やろ うと思ってもできなかったから地下に潜ったんでしょう、国交省は。

だからね、矛盾してるのは3番目の案が 40 メーターだったら、ここに何でこのあれがないの、高架の道路が。ここに道路を、こういう地上に 40 メーターつくるんであればね、地下にあんなお金かけて潜って危険なことしないで地上につくればいいじゃないですか。なんで絵がないの、ここに。なんかむちゃくちゃ、やってることがさ。なんか一貫していればそれなりに評価できるんだけど、このときにはこの話しして、このときにはこの話ししてね、そんなことばっかりしてるから、僕は東京都の人もほかの県庁の人もよくいろいろ知ってるけどね、かなり優秀な職員がたくさんいると、僕、思ってたんだけど、ちょっとあなた方、おかしいよね、本当に。ちょっと悪いけどね、余り失礼なことになったら議事録載っちゃうから言えないけども、それ、おかしいですよ、これ、本当に。それなりに理屈通ってればいいんだけどさ。こっちでは 40 メーターの案つくってないじゃないですか、これ。ここ、つけるべきじゃないの、だって、したら。

だから 40 メーターのやつやるんであれば、元の案に戻す前提でなきゃおかしいんじゃないの。それのほうが、だって事業費もかからないんだもの。 国民のためになるんじゃないの。きょう、国の人が来てないけどさ、会計検査院でここで、場合によると、まかり間違って東京都が地上部に道路をつくっちゃったら、何で地下に潜ってるんですかって指摘受けてさ、四苦八苦し ちゃうと思いますよ。舌をかむってよく言うけどね、多分、かむどころかか み切っちゃうと思うんだけどね。

そういうところについて、何でこの 40 メーターの上に高架がないんですか、これ。

構成員O: 関連。

司会: はい、構成員〇さん。

構成員O: 今の構成員Iさんのお話の関連してですね、ちょっと私、疑問に思ってるんですけど、皆さん、練馬、複数案のパンフレットの2ページをあけてもらえますか。2ページに標準断面図という図がありますね。いわゆる昭和41年都市計画決定されたときのものです。左側に高速道路が高架方式の図で載って出ています。その下に橋脚を抱いた形で外環の2があり、街路が両側についてますね。

ところが、平成 19 年4月にこの高速道路の部分が地下に入り、大深度地下を利用したトンネル方式に変更になりました。そうしますと、これ、実は幅員 40 メートルはそのまんまいじってないんですよね。ですからこれ、実は左側の図でいえばね、この高速道路の橋脚の部分が不要になったのです。議事録なんかでは台敷道路と書かれているのですけど、本当に外環の2というのは全く道路として認められてないぐらいの書き方になってんですね。もう本当につけ足しでできる道路扱いなのです。

それで、外環、高架式方式がスッコリそのまま地下に引っ越したわけです。そうすると、この真ん中の2本の橋脚の部分は、これは結局は外環の2の土地じゃないわけです。幅寸法の中に入っていたかもしれませんが、要は機能的にこの道路は地下に入ったと。その時点で、私は都市計画法によれば、速やかにこの部分は要らなくなりましたと言って、東京都が本当に真心ある人ならば、真ん中の寸法は要りませんと変更すべきだったのです。ですから車、1車線・1車線の計2車線、だから18メートルでいいんですと、こういうふうに外環の2もいわゆる設計変更をするべきだったと思うんです。全然この幅はね、当初のままでもらい得だと。もう真ん中にものがなくなったけどね、わざとそれは縮めないんだと言っているのです。で、同じことが私の住んでる近くに桃井第四小学校という私の出た小学校あります。青梅街道のところです。ここのところは40メートルに対し幅9メートル・9メートル、側道をつけました。それはインターチェンジがいずれできるだろうということで、合計58メートルの幅員になってるんです。幅広いんです。

それが、インターチェンジは杉並側がなくなったから消えていいはずなの に消してないんですね。幅員 40 メートルに戻ってないんです。58 メートル のままなのです。 だからこういうことで今回のこの設計変更を見ると、東京都は意図的にね、本来すべき外環の2の設計変更をしてないんじゃないかと私は思うのです。司会の中村さん、こういう都市計画方面にはお詳しいと、お聞きしていますので教えていただきたいんですけど、この真ん中の要らなくなった部分は、それがもう地下に引っ越しちゃったんなら、その部分は縮めたのが本当の外環の2の幅寸法じゃないかと。これ、逆に今みたく 40 メートル取り込んだからですね、この 40 メートルの使い道をどうしようかということで、パンフレットの一番最後のほうのね、構成員 I さんの言った案の1、案の2、案の3と、案の3だったら元通りになって、これ、高架のを乗せたらどうだという話に戻るんじゃないかと思うんですよ。

そういう意味では、これは本来この中間部分というのはね、都市計画変更して、これ、抹消届け、廃止届けを出すべきだったじゃないかなと、都市計画法からいえば。そうじゃないんですか、中村さん。これは中村さんに専門家として逆にお聞きしたいんですけどね。本来このまんまの寸法をそのまんま維持することが逆にちょっと話題を呼んでるんじゃないかなと思ってるんですけども。どうなんでしょう。

司会: ご質問ですか。はい、佐久間さん。

構成員O: じゃあぜひ。

司会: いや、私はなんか。

構成員O: 都市計画の専門家だそうですから、どうぞ。

司会: いえいえ。佐久間さん。これは都市計画決定上、違うものだったということだというふうに私は理解をしているんですけども。要は高速の都市外環、東京外環とその地上部街路の外環の2の都市計画が別のものだったというふうに理解してるんですが、で、東京外環の部分が地下に行ったけども、結果的に外環の2のところだけが残ってしまったと。それをこの場でもっているいろ意見を聴きながら考えましょうということだというふうに理解していますけれども。

構成員O: それはおかしいんじゃないですか。

司会: でもその決定が残っちゃっているというところが問題なんですよね。

構成員O: 東京都はわざと残してるんですよね。訂正しないんですよ。届けを出さな

いんです。

司会: それはその当時にどういう考えがあったかというのは私はよくわかりません。 申しわけありません。

構成員 I: 幾つかちょっと。

司会: 構成員 I さん。はい。

構成員I: だからそれはさ、僕もそのとおりだと思うんだよね。その限りでは。だか

らどうしようかと思って。で、そのときにこの地下に潜った経緯からするとね、街路も一緒になくなるんじゃないかというのがその経緯が示してるということなんですよ。それは例えばですよ、僕のね、さっきの話に、例え話で言うとすればだよ、例えばさ、外環道路と外環の2が一緒になってるけども、全然外環の2と外環というのは関係ないという中村さんの意見の言うとおりだと、僕、思うんですよ。

要するに、そうするとなんか部屋を間借りしてる場合のルームメートみたいなもんです。たまたまそのとき同じ部屋にいただけだと。そいで、外環道路という人は2段ベッドを持ってて、で、外環の2という人は2段ベッドの下へたまたま一緒にいてね、それで外環さんが出ていくということになったわけですよ。外に。したら、普通だったら外環の2は中村さんの言うように、関係ないんだから外環道と、外環の2はルームメートだから残るとその部屋にそのまま住めるというのが普通なんだよね。

ところが外環さんが出ていった理由というのが、大家さんがもう貸さないつったんだよ。そうすると大家さん貸さないって理由で外環が出ていったんならば、外環の2さんはその部屋に住めないんじゃないの。2段ベッドがなくなっても自分で布団敷けばその部屋に住めるわけね。大家さん貸してくれればね。大家さんが貸さないつったからさ、外環さんが出ていっちゃったわけよ。

で、ここでいうと大家さんというのは、例え話で言えば、ここに住んでる 住民、地権者の人たち、地権者の人は売らないつったわけだよ。あんた方に 土地を。それでしようがないからね、外環が出ていったわけでしょ。したら、 たまたまここに残っても、やっぱり外環の2も出ていかなきゃしようがない でしょう。大家さん貸さないつったんだもの。そういう例え話を言うとわか りやすいんじゃないの。理由が問題なんだよ。だから中村さんが言ったとお りなんです。だから僕が意見書を書いたでしょう、あそこで。僕は公共事業 とうのは必要なものはやるべきだよという持論ですよ、僕はね。だけども今 回やりたくともできないってことで潜っちゃったんでしょう。地下に。あな たはその前にね、いいかげんなこと言ったけど、昭和何年かに都市計画決定 やってたときにはね、トンネルの技術がなかったつったけどね、黒部トンネ ルっていつできたんだよ、あれ。昭和 38 年にできてるんだろ、黒部トンネ ル。あの破砕帯につくる技術があってトンネルなんかできないわけないじゃ ない。41 年のときに。あんないいかげんなこと、しゃあしゃあと言ってた んだよ。トンネル技術が発達しましたなんつったけどさ。そんなことないん ですよ。昔からトンネルできたんだ。

だからね、ここで言うところはですよ、その必要性の議論とかそういうこ

と以前に、公共事業者がここでは事業地確保できないということで地下に潜ってしまったということなんです。そうすると、その理由はこの地上部街路も同じじゃないかということを僕はわかりやすく、今、例え話でね、どうも佐久間さんね、そういう話ならわかりやすいと思って、ちょっと、なんか混乱したわけのわからん、理屈に合わない話ばっかりしてるから、どうもあなたにはこういう話ならわかりやすいと思ってあえて言ったんだけどさ。

僕は前に意見書を書いたでしょ。あれにはそのことをもう少し専門家らしく理屈を書いたんだよ。あの意見書について、あなたは意見、どういう意見持ってるんですか。意見書を書いたけど、意見だから聴きっぱなしだなんてことじゃないんだよな。話し合いの会だからさ、じゃせっかく、構成員Tさんも意見出してんだけどね、意見出したらやっぱりそれについてなんか言ってくんないとね。いや、あなたはここが違うとか、ここが正しいとか言ってくんないとこっちも張り合いないんで、意見だしたって。

だからあれについてはどう思ってるんですか。間違ってるんですか、僕の 出した意見書は。どこが間違ってるんですか。どこが合ってるんですか。そ れを言ってくださいよ。で、言った意見が間違ってないんであれば、必然的 にだよ、外環の2いうのはなくなるんじゃないの。

だって僕は外環の2というのが必要か必要じゃないかって議論以前の問題だと思ってんですよ。だってこれね、南北道路がどうこうと言ってるけど、これ、東京の都市構造からすると放射道路が大体重要になっていて、南北道路とか東西路とか、そういう結ぶ道路というのは大体劣後するんですよ。そんなの当たり前なんだよね、専門家から見れば。整備がおくれたら、これ、井草道路だって拡幅してやったらいいじゃないか。現道も拡幅できないで新設道路なんかできるわけないでしょう。

それは、そういう細かいこと言うとまたね、必要性の議論になるといろんなデータを出しても、おたくらもね、引き分けに持ち込めることをするから、そこはやめておいてね、それよりも一番わかりやすいのは事業地が確保できないって判断したんだから、それと同じ判断がこの外環の2に下されるべきじゃないかという意見を僕は書いたんで。つまりはそういうことなんですよ、僕、書いた意見はね。だからそれについてどこがどう違うかって言っていただかないと僕ははり合いないから、意見、そちらのほうの見解をもらいたいんだけどな。僕の書いた意見書に対して。

構成員M: もう一つ関連でちょっと聞きたいんですが。

司会: とりあえず構成員 I さんのお話に対して。

佐久間: 関連だったらどうぞ。

構成員M: 今のこの3案の 16 ページを見ていただきたいんですけども、さっき佐久

間さんが一番北の1キロは外環本線と絡んでるんで、これは急ぐんでやりましたと。今回のやつは残り3キロですよね。500 は入ってないよね。ここの、今、関町南、ある、これも、だってインターチェンジできるんだったら本線と絡むんで急ぐんじゃありません。東京都は先行取得しないんですか。今おっしゃったのは一番北は本線とセットだから急いでやります。真ん中の3キロは3案出しました。残りの500メートル、これは本線のインターチェンジと絡むんですね。これも急ぐんでしょう。急がないんですか。

構成員 I: 先にちょっと答えてくださいよ。僕のほう。それで構成員Mさんのほうを 合わせて答えれば。

司会: はい、では佐久間さん。そうしましょう。

佐久間:

私のほうからちょっと幾つかあったと思うんですが、ちょっと長くなっちゃうかもしれませんけど、この場というのはあくまで杉並地区における地上部街路の話し合いの会ということで、地上部街路について杉並区内の話し合いをするために設けている会議なので、あまり本線のことを、今、手元に資料を持ってきているわけではないんですが、私も過去、外環の高速道路を地下にするときに担当してましたんで、そのときの経緯も踏まえながら、若干、ちょっと説明させていただきますと、先ほどから土地が買えないから高架の高速道路を地下にしたんだということを言われていますが、その段階では別に買える、買えないということを判断したのではなくて、先ほどトンネル技術の話もありましたが、やっぱり都市土木として都市の中でトンネルを掘る技術というのがやはり格段に上がってきて、このときに径16メーターの大断面のシールドトンネルというのは、そういった意味で日本の中でも一番でかいクラスをこれからやっていく話になるんですけれども、そういった意味で技術がそれだけ大断面シールドというのはここ最近できてきた技術でございます。

それがあるのと、あとは沿道環境に配慮してという言葉をよく使わせていただいているんですけれども、当然ながら高架の高速道路でつくると、当然、地域分断とかもあるでしょうし、そういった地域に与える影響というのもあるでしょうし、あとは環境面でいえば高架道路で高速道路をつくるよりも、地下でトンネルをつくることによって集中換気方式が取れると。要は外に換気を出すときに換気所をつくって、そこで換気浄化して出すことができるというようなこともあるので、そういった沿道地域への配慮とか、あと、環境への影響とか、そういったものをひっくるめて高速道路の外環を地下にしたと。

そのときに構成員Oさんからもありましたけれども、当初は 40 メーター で高架の高速道路を抱いていたんだから、その部分がなくなったんだから、 その部分削除すべきじゃないかという意見ありましたが、当時、このずっと前身になる高速道路の外環をどうしようかというふうに議論をしていた当時、PI外環沿線協議会とかありましたけども、そういう地域の方々との話し合いの場や、あと、有識者委員会、学識経験者で構成される有識者委員会というのもございました。そういった中でPI協議会の中で話をさせていただいていた中とか、有識者委員会のご意見等も踏まえて、そのときに外環の高速道路の議論と地上部街路の議論を合わせると非常に複雑になるので、それについては議論を分けるべきだというような話がございました。

そういったのも踏まえて、高速道路についてはまずどうしようかということを優先的に議論をさせていただいたと。その具体的にどんどんなって、都市計画を変更していくという過程において、やはり地上部街路はどうしていくんだという話もありましたので、あと、我々が検討していきますということだったんですが、沿線の区市からも検討していくというのはどういうふうに検討していくんだというような意見もございましたので、我々としては平成20年、この高速道路の計画決定後ですけれども、地上部街路についてはこういうふうに検討していきますという検討のプロセス、検討の進め方を公表させていただいて、地域ごとに話し合いの会を持たせていただきながら進めてきているということでございます。

先ほど司会のほうの中村先生のほう、ありましたけれども、都市計画として事実を申し上げれば、高速道路という外環、それと地上部街路の一般の都市計画道路の外環の2というのが二つ存在しています。その機能や目的というのは、当然、高速道路というのは長い距離のものを、交通をさばく、高速道路いうことなので、それなりに旅行速度というか、走行速度も早い規格でつくられる高速道路というのと、都市計画道路、まさに都市を形成するという観点で沿道の皆様たちが使うような平面の街路というものとは基本的には別の機能を持っていますので、別々に都市計画決定されていると。ただ、昭和41年当時、外環と外環の2を計画するに当たって関連街路方式というか、一緒の抱き合わせみたいな形で計画決定がなされたということでございまして、同じようにできているのは甲州街道の高架の部分、地上部の部分もそうですし、3号線のほうもそうですし、同じようにその当時つくられた高架の高速道路はよく下に20号とか国道が走ってるのがあると思いますが、ああいう形態でつくられていたのが一般的の計画としてされていました。

それと構成員Mさんから青梅インター、急ぐんだったら、それを一体どうするんだという話もいただきました。まさに本線の事業と一体的に事業の時期等について検討すべき区間ということで、青梅インターの部分については本線の動向に合わせて検討を進めていくということでございまして、今回こ

の練馬の3キロにつきましては、ある意味、大泉の1キロと青梅インターの500 メーターぐらいのところですかね、そこについては本線と合わせてやらなきゃいけない区間、それ以外の3キロにつきましてはそれに関係なく地上部の街路としていろいろ検討の要素があるということで、今回、40メーターというのは確かにもともとは高速道路が入っていた機能なのでどうするのかとあります。それにつきまして我々、緑地的な機能を加えたら40メーター使うというのもありますよねと。ただ、道路だけの機能でいったら18メーターというものありますよねと。ただ、それだと自転車レーンになってしまうので、一方通行になってしまうので不便等あるようであればちゃんとした自転車道を設けて22メーターという案もありますよねということを、複数の案が採用できる区間がこの3キロということで示させていただいたということでございます。

若干長くなりましたが、ちょっと経緯も含めて答えさせていただきました。 構成員 I: 長々と説明したけど、それは全然間違ってるというよりも、そういう態度でね、やっぱり市民をだますというかね、そういうことではいかんと思うんだけどね。もう全然でたらめじゃない、言ってることが。そんなの通用しないよ。聞いたことないって、そんなの。あなたの言ったような理屈でね、地下に行くなんて、高速道路が潜っていくということがね、土木学会の学会誌にもどこにもそんな学説なんかどこにもないよ。小保方さんのあれよりもっと怪しいよ、そんなの。よくそんなでたらめ言っていられるね、だけどね。

佐久間: 事実でございます。

構成員 I: 事実じゃないよ、そんな。どこに書いてあるんだよ、そんな。ないよ、そんなの。僕らの常識にない。あなたよりも僕のほうがね、技術者としては 20 年も長いと思うんだ。多分、20 年以上ね。そんなの知らないな、だけど。聞いたことないね。

それともう一つはね、今村さんが用地が買えないから地下に潜ったんですとかって言ったじゃない、はっきりと。建設省の人が、国交省の人が言ってるじゃない。あんななに今みたいなへ理屈よく言えるなと僕は思うんだよね。そんなこと言ってるからね、大体皆さんが、あなた方を信用してないんですよ。もっと信用できる人はたくさんいるんだよ、東京都だってさ。だけどあなたはちょっとそれは、なんていうか、自分なんかさ、上から命令されたこと言うためにへ理屈ばっかり並べてるけどさ、そんなの。だって抱き合わせって今言ったじゃない、なんかさ。抱き合わせだったら何であんな変なさ、都市計画と全く別なもので抱き合わせしましたって言ったけどね、普通だったら都市計画道路と、それからあんな高速道路と線型が全然違うんだから。カーブの線型の設計の仕方が全然違うんですよ。わざわざやったということ

は、僕があそこの意見書で書いたけども、たまたまあそこの軒下の空間が余ったからね、線形としてずっと余りゃ道路に利用しやすいじゃない。それにやったに決まってるんですよ。僕はあの迷惑になるから言わないけど、ある国交省の僕らの仲間のキャリアの人間だってそう言ってるよ、ちゃんと。僕の意見に賛成してますよ、そんなの。あなたの話なんてでたらめだよ、そんなの。よく皆さんの前に言った。そういうこと平気で言えると思ってさ。そんなの、16 メーターのなんかシールド、そんなの関係ないじゃない、そんなこと。できたからやったわけじゃないじゃないですか。そんなの。ものすごいへ理屈言ってるよ、だけど。

だからさ、それよりも僕が言ったことについてどこがこの意見書で違うかさ、それを指摘してくれつったけどさ、指摘できないもんだから変な回りくどいことを言ってごまかそうとしてるけどさ。これについて意見聴いてるんですよ、あなたに。

構成員M: 終わるから先にちょっと言わせてくださいよ。

構成員I: ちょっと構成員Mさん言わせて、言わせたほうがいいよ、もう。そうする

とまたぼけちゃうからさ。

構成員M: 宿題があるから大丈夫。

構成員 I: 大丈夫?

構成員M: ちょっと今、すいません。

司会: 簡単にやってください。

構成員M: 構成員Iさんに反論の時間は与えられたけど僕には与えられないんで、反

論しておきますけどもね、1キロに関しては工事の開始は、平成27年ってはっきり建設局のその表に書いてあるんです。だけども小口さんは国のことを慮って早々と阿吽の呼吸でしたよ。外環の2を申請した。国交省や、頼んでもいないのにやったんですよ。そしたら南の500だってさ、急ぐんでしょう。ダブるでしょう。外環の2の計画と。それだったら阿吽の呼吸でやんないの。さっき国交省とペースを合わせてっておっしゃったけど、これもこっちの根拠とこっちの根拠、全然違う話です。

構成員 I: 先に答えてくださいよ。どんどんどんどん延ばしてさ。国交省もどんどん

延ばしてる。

司会: はい、佐久間さん。

佐久間: まず構成員 I さんの件ですけども、構成員 I さんに意見いただいてるのは

ありまして、それについては構成員 I さんの私もそのとおりだなと思う部分と、そうじゃないという部分、それはいろいろ意見なのでいろいろあります。それについてはもしよろしければ次回ちゃんとここの部分は同じですけど、

この部分は違いますというのをちゃんと述べさせていただきたいと思います

けれども。

構成員A: 今言いなさいよ。

佐久間: まず簡単に言うと外環の2は外環道の側道ではないと、一番最初に、冒頭

入って、それは側道ではありません。

あとは位置的代替性が高いということもあるんです。これについて見解が ちょっと違うかなというふうに考えているところも。

構成員 I: 位置的代替性が高いって、あれ、小口さんもそう言ったよ。あんたとこの 課長さんが言ってたよ、前の。この南北道路について代替性が高いって言っ たら同意してたよ。次いって。間違えてることがわかればいい。

佐久間: あとは外環道というものが渋滞緩和に資すると考えられるという、それも当然、我々としてもそのとおりだと思ってますし、本来、地上部に建設し、外環の2も高架に合わせ、整備するのがいいと考える。建設費と維持費・管理を考えるということもされてまして、当時そういうことだからそういう計画がなされていたということだと思います。その41年当時はですよ。ただ、その後の、何て言うかな、環境の変化から外環の高速道路については地下に変更していくということに判断を変更させていただいたということでございますので。

構成員 I: いやいや、外環を地下にしたのは、国交省は用地が買えないから地下になったというんだから、東京都がそういういうのは越権じゃないの。東京都は地上部にある街路なので。

佐久間: すいません、言葉がちょっとあれなので、用地が買えないからどうこうというのは。

構成員 I: じゃ先行っていいよ。先行っていい、その次。

佐久間: 事業用地が地上に確保できないと判断され、地下化されたことというと、 あるんですけれども、地下化された理由は先ほど私が申したとおりで、そう いった理由は都計審とか議会とかでもそういうふうに答弁させていただいて おりまして、私だけが個人的な見解で述べているということではないという ことはご承知おきいただきたいと思います。

構成員 I: それは技術がないだけだよ。

佐久間: あと、大体いろんな意見、似たような感じの観点も含めて、そこは同意できる部分とできない部分があるかなと思いながら、それと、それぞれさまざまな意見があると思いますので。

構成員 I: だから同意できないところがあれば、この道路をやめないという理由になるわけだけど、それを言ってくれないと理由がわからないから、どこが違うんですか。

佐久間: なので、ちょっとそのあとの、すいません、次回、ちょっと整理して。

構成員 I: 次回じゃなくて今言いなさいよ。次回、悪巧みを考えて、またさ、ごまか

しのことを言う。

佐久間: そんなことないです。

構成員 I: そんなこと、さっきからうそついてる。

佐久間: 構成員 I さんからは意見出していただいてるんで

構成員 I: いやいや、そうじゃなくてね、あなたの言ってることは皆うそなんだもの。

ほかの人は知らないからね、そんなこと言ってるけど、あなたの言ってることは土木学会、土木業界でも、土木業界というか、土木技術の定説じゃないですよ。公共の事業の。悪いけど。こんなことで地下に潜ったなんて違う。

佐久間: 用地買収できないという言葉がちょっと引っかかるんだとするならば、周

辺のその土地利用状況というか、わかりやすく言えば住宅がよくはりついていると、そういう住宅街において、その高速道路を地上でつくるというのは人の家のちゃぶ台またぐようなものだとか、そういった表現を知事は使って

いたと思いますけど。

構成員A: だからちゃぶ台またぐことはしないって言ったのよ。

佐久間: そういった中で行政としてはいろいろ地下化の方向性に向けて検討を加え

た中で、先ほど言った理由で変更させていただいたということでございます。

構成員 I: そんな意見は初めてですよ。世の中全部ね、どこの道路だって皆地上にあ

るじゃないの。一番メンテナンスしやすいし、今だって日本橋だって首都高が地上にできたの、つくりやすいとかあれだって皆ね、今後、20年後に首都高で代替ルートできるから地下化するという話が出てるんですけどね、皆やっぱりあれですよ、地上部にできてますよ。だったら今あるやつ全部地下にするんですか。そんなことあり得ないじゃん、だって。あなたの言った話

というのは全部地下にしなきゃいけないじゃん。

佐久間: すいません、いろんな意見があるのは。

構成員 I: いや、いろんな意見じゃない、この意見、ここだけについて。しかもさ、

国土交通省の人が用地買えないから地下になりましたって言ったじゃないの。 同意してくれたじゃない。別にあの人の意見を聴いてるだけじゃないんだけ

ど、僕は、僕も、僕の意見で皆さんが皆思ってることに同意。

佐久間: だから、それだけが理由じゃないですよということを私は伝えたいだけで

すので。

構成員 I: いや、それだけは理由じゃないというのはいいよ、それで。だけど大きな

理由だということだよ。そんなのね、だからあなたの言ってることへ理屈だよ。それだけで理由ないったらね、言葉の上ではあり得る言い方だよ。言葉の修辞学的言い方であってさ、それは正しいけど、だけど、ただ、その言い方は正しいというかね、言葉としては合ってるよ。だけどね、大部分がそう

じゃないということなんだよ。大きな理由かが買えなかったからじゃないかって言ってるわけ。それをさ、いや、そうじゃない理由もありますって、それはそうだよ。そうじゃない理由だってあるよ、それは。そんなこと言ったらきりないだろう。本筋、話ししなきゃだめなんだよ。あんたおかしいよ、だけども。

佐久間: いろんな意見があると思います。

構成員 I: おかしいというかね、狡賢いよ。悪いけど。

佐久間: あと、いろんな意見があるというのは、だから。

構成員 I: いろんな意見なくて、あんたの意見は聴いたことないよ、僕は。寡聞にして聞いたことありませんな、そんな意見は。

司会: そろそろ終わりの時間も近いので、発言されてない方で手を挙げてる方は。

構成員 I: いやいや、今の話、終わってないじゃないか、だって。

構成員A: 終わってないよ今の話。

佐久間: あと、構成員Mさんの答えとか。

構成員 I: いや、僕の答え終わってないじゃん、だって。あなた、定説にそんなのな

いよ、そんなの。聞いたことないですよ。

佐久間: ちゃんとそこは今までもこの会が始まる前段で、多分、いろいろ話してきていることと思いますが、我々は都市計画変更するに際して、それなりに手続を踏んで説明をしてきているのも事実で、手続以外のPIの活動、要は任意の法定手続ではないんですが、その中でもいろいろ地下化にするための理由というのは説明してきております。

その中でしっかりと説明してきている内容を、今、かい摘んで私は説明しただけで、というのはこれは事実でございます。

それと構成員Mさんからありましたが、青梅の部分がありましたが、大泉 1キロのほうは、その区間に都道。

構成員 I: いや、あのね、じゃそれだったらね、地下化についてそういうことがね、

定説じゃないけど、東京都の方針としてあるんであれば、ここ以外に高速道路とかそういったものについて地下化をどこで進めてるんですか、じゃ。だって同じことがほかになきゃおかしいよ。ここだけやるのはおかしいだろう。だって。どこやってんだ、じゃ。

佐久間: 中央環状線も地下でやっています。

構成員 I: いやいや、今、地上のやつを地下にしようってこと。

佐久間: もともとの構想段階は、都市計画決定はまだしてませんでしたけど、そういった、あと、地下でも当時、ボックスカルバート、地上部から掘ってつくる方式を考えていましたが、施工段階においてシールドマシンというのが、大口径のシールドができるようになってきましたので、シールドに変更して

やっています。

構成員 I: いや、だから大口径でなくたってつくろうと思えば地下にできるじゃない。

大口径のシールドがなくたってさ。技術的には。お金がかかるかどうかは別にしてね。だからそれが主な理由じゃないでしょうつってるわけよ。やっぱ

り地上に確保できない理由があったから地下になったんじゃないかと。

佐久間: ですね。いろんな理由を総合的に勘案して決めたということでございます。

構成員 I: だけどほとんどないじゃん、そんなとこ。いや、そこだけじゃ、仮に僕、

あそこのどこだか知らないけど、そこだけでほとんどないじゃないですか。

司会: ちょっと長くなっています。

構成員 I: ここで、第一、国土交通省のほうの人がね、それを認めてんのにさ、やっ

た本人がさ。で、あなたがそんなへ理屈ばっかり言ってるのおかしいじゃないですか、だって。それで、いや、中村さんがそんなこと言ってね、話を中途半端にしていくから皆ずんずんずんずん先延びちゃうんですよ。今までだってね、国土交通省の人はね、3回もねって、はっきりした答えしないで延びてさ、それでさらに今度休んでるんだよ。ちゃんと答えればいいんだよ。

司会: せっかく来られているので。

構成員 I: いや、だけど今の話、決着つけてくださいよ。

構成員A: ちゃんと答えさせなさいよ。

佐久間: ですので先ほど地下に変更した理由というのはこれまでも公式的に発言し

ている内容を。

構成員 I: 今後地下にするのかい、全部さ。

佐久間: いや、場所場所で違いますので。

構成員 I: そんなこと言ったら。あなたの言ってるのはさ。

佐久間: いいですか。

構成員 I: もうその場限りの言い逃ればっかりしてるんだよな。

佐久間: すいません、私、その地下化するときもやっていましたが、そういった理

由でもって公式にこの外環については過去の経緯も踏まえながらああいう地

下方式にしたということでございます。

それとあと、構成員Iさんから意見をいただいていますので、これについ

てはあやふやなまま答えても申しわけないので。

構成員 I: いや、だったら。

佐久間: ちゃんと次回、しっかり構成員 I さんの意見などについて答えたいと思い

ます。

構成員 I: それはあなたが答えるのは構わないけど、今、うまく答えないのでごまか

したから、また次のことを考えてくるんだろうと思うけどさ。いや、それし

か考えられないじゃん、延ばしてるんだもの。

佐久間: それと今、構成員Mさんからも質問いただいているので。大泉のところの 1キロを事業化した理由というのはこれまでも説明してきていると思います が、ジャンクションを整備することによって、現在の都道である土支田通り と井草通りが、その機能がなくなってしまいます。我々東京都としましては 都道の確保を図る必要があるということと、あと、やはり外環の計画線と地 上部の計画線が二つあって、またがる関係権利者の円滑な生活再建を考える 必要があったので、大泉1キロの部分につきましては国の事業に合わせて事 業化したということでございます。

青梅街道につきましては若干今と理由が違う部分、都道がかぶっていないとか、そういうのはありますけれども、いずれにしましても高速道路の整備に合わせて国とも調整を図りながら検討をしていくことになるということでございます。

司会: それでは先ほど手を挙げている構成員Cさん、まず。そのあと構成員Dさんに。簡単に、すいません、恐縮ですがご発言ください。

構成員C: ここ2回ばかしちょっと出てませんでした。浦島太郎です。そういうことでちょっと確認したいんですけども、先ほどからおっしゃいられているこの1キロの区間については、特別区だというふうにおっしゃられてましたけども、あくまでもやっぱり外環の2として計画されてるわけですよね。

で、その場合、練馬区でこのあり方という案がありますけれども、これもちょっと見ると、構成員 I さんなんかも言われてましたけれども、非常に都合のいいように描かれているような感じで、案とか書いてありますけれども、これも一番描きやすいまっすぐなとこしか描いてない。交差点はじゃどうなるんだとか、駐車禁止対策はどうするのかとか、そういうことは全く描いてなくて、ただ 18 メーター、22 メーター、40 メーターという中で、多分、中学生でも描けるような、そういう計画じゃないかと私はちょっと感じたんですけども。

で、そのあり方の比較というふうに書かれてますけども、これもこんだけの文章でこれをあらわすというのは非常に無理があるんじゃないか。必ずやっぱり長所がある。これをしたらこれだけのメリットが。だけど逆にデメリットも必ずあるはずだ。それをきちっとわかるように書いて、で、皆さんに説明しなければ、もうこれを見たらもうこの中から選んでくださいみたいな形にしか見えなくて、そんなのもありましたし、代替機能についても中層以上の建物がなぜ取り壊しができないのか。中高層で、例えばこの写真で見る限りではマンションだと思うんですけども、マンションでも賃貸かそうでないかにもよりますけども、仮に賃貸だとすれば、地権者というか、当然、中に住んでいる人はいますけれども、オーナーがいるわけですよね。すと、こ

のオーナー一人でかなりのスペースは確保できるわけですよ。

で、この写真自体もうまくこういうところを探して撮ってるなというのはあって、ほかのところはじゃどうなの。

で、逆に下のほうの写真を見るときれいにこの計画道路のところだけは低層なんですよね。すばらしいなとは思いますね、ある意味では。

で、ちょっと話はそれましたけれども、だからこういうことに関してもできるかできないかというのが、じゃ本当にできるかできないかをちゃんと検討したの、何か結構やっぱり頭の中で、机上で考えているだけで、あとはイメージというような感じで、なんか考えられているような気がしてしようがないということと、この特別区であって、でもやっぱり外環の2であるんだったらば、きちっとこの、ちょっと話、先ほどそれましたけれども、こういう案で説明した内容が、じゃこの中にどれだけ生かされているのかというのは、やっぱり見たくなるじゃないですか。

だけどそれに関してはもう図面も全くないし、どうなっているかもわからない中では参考にも、もし仮にやるんであれば、それはそれなりに一つの参考にはなると思うんですよ。でもそういうことでは全くなくて、ここの分については外環に伴ってどうしてもやらなきゃいけないというのであれば、別に全体をきれいにやらなくても、前にもちょっと言わせていただいたんですけども、いろいろなところで仮設で対応して、きっちりと案が決まった時点でやらないと、結局はこれでつくってしまったけれども、やっぱり外環の2の計画を考えていく上でいろいろと案があって、仮に今計画しているのと違う案でいくようなことになるとすれば、やっぱりこの部分についてもそれを適用していかないといけないですよね。

そうすると結局は二度手間になるので、そうであればきっちりとやっぱり話を分けて、外環ノ1、で、外環の2と分けてやるんであれば、ここを最初にやっぱり先行してやるというのは理屈が通らないと思います。

それと先ほど高架の高速を地下に入れるという話をされていましたけども、 その理由が周辺に対する、周辺環境に対する配慮だというふうにおっしゃら れましたけども、逆に、これも前に言わせていただきましたけども、やっぱ り地下に潜ると、そこの地下で何が起こっているかというのはやっぱりわか らないんですよね。例えばやっぱり地下水の流れが変わって、善福寺池が枯 れるとか、いろいろと影響が出ると思います。

であれば、高架で考えられるとしたら、騒音と振動と、それから大気の問題というふうに考えると、今の日本の技術でいえば、じゃあ上で全部シールドしてしまって、で、排気は集中排気をする。で、当然、音の対策もシールドすればかないますよね。振動についても、今、免震技術も日本はかなり発

達してますんで、そういうことを入れていけば、逆に新しい地上部での高速のあり方みたいなのも可能になってくると思うんですよね。だからそういう観点から考えてもいいんじゃないかと思うんですけども、それをなんか無理やり地下は周辺環境のためとおっしゃられてたんですけども、やっぱりその辺もそういうことから余りちょっと説得力もないし、やっぱりこじつけというか、そういう感じがしました。すいません、長くなりました。

司会: 構成員Dさん、すいません、恐縮ですが。

構成員D: さっき構成員 I さんがおっしゃった具体的に 2 段ベッドの話、とてもわかりやすかったんですけど、私が知っている話だとちょっと違うんですよね。大家が出ていけと言ったんじゃなくて、上の人のいびきがうるさくて、アパートでね、上の人の、 2 段ベッドの上に寝ていた人がうるさくて、結構隣近所までいびきって響くんですよね。だからアパート全体の人がそれがうるさいから困ったといって、その 2 段ベッドの上の人が出ていったんですよね。そうすと、下に寝てる人はいびきはかかないので皆幸せに暮らしましたって話だと思うんですよ。

だから国交省の人が確かに買収というか、土地を買えないから下にしたみたいなことを言いましたけど、あれはどう見てもあの人の失言ですよね。ああいうことを言っちゃいけないですよね。本当はね。

司会: 静粛にお願いします。

構成員D: ですからこういう場でああいうことを言ったらずっとこうやって引っ張られるわけですから、言っちゃいけないことを言ったんだと思うんですけど、地上部分が買えないから地下にしたと言うけれど、地上部分の外環に、何て言うのかな、かかっている人たちに皆買収、売ってくれませんかって交渉したけど買えなかったって話じゃなくて、交渉してないじゃないですか、まだ。交渉されましたか。かかってらっしゃる。

構成員 I: 僕は知らない。僕は知らない。するべきですな。

構成員D: ね。でも何も聞かれてないから、こっちは答えてないですよね。だから買収できなかったという話はうそですよね。だからどこでどうしてそういう話が出たんですかって、私、突っ込んだんですよね。で、返ってきた答えが、部署が違うからわかりませんですよ。でもその辺に関しては、もう構成員Oさんも構成員Iさんも突っ込んでくださらなくて。

構成員 I: いや、僕、突っ込んで、僕は必要と思うんならね、公共事業は反対意見が あってもどんどん進めなさいと前から言ってますよ。

司会: すいません、まとめてください。

構成員 I: でも反対をあきらめてね、それであきらめて地下に潜ったから、潜ったのなら全部統一的にやりなさいつったんですよ。もしやりたいってね、国民の

ために必要となれば、もう何がなんでもやればいいじゃないかつったの。ということです。

僕に振ったから言ったんだけど。

司会: 構成員Dさん、まとめてください。

構成員D: 佐久間さんもおっしゃっていることは、私がこういう委員会に出る前から聞いてることとそのとおりで、結構何回も同じ回答をさせるということは、その答えが気に入らないだけなんじゃないですか。でもね、一応答えているんですよね。だからもうそれじゃなくて、もっと、私も国交省の人が答えた答えに大変不満ですけど、そこで突っ込んで、もうそれ以上出てこないんですもの。あきらめたんですよ。一応言ったというだけで終わってしまったんですけど、それ以上違う答えは出てきませんよ、今の段階では。

構成員 I: それは残念だね。

構成員D: 残念だけど仕方がないじゃないですか。

構成員 I: あなたは仕方がないでいいけどさ、僕らは仕方ないと思わないだけだから。 意見としてはいい意見だと思いますよ。

構成員D: だったら同じことをこの2時間の間に何度も質問するんじゃなくて、違う 答えを次に持ってきなさいといって終わりにしたほうがいいんじゃないです か。

構成員 I: 同じ答えに、答えてくれないからしてるんであってさ、僕らは一回で終わりたいんだよ。

構成員D: できれば話し合いの会で杉並区のその道路はどういうふうにするかという ので、もっと反対だの賛成だの、でなければその道路をどういう形でつくる かという、なんかもっとそっちのほうで話が私はしたいです。

構成員 I: それは要らないんだよね。悪いけど。

構成員D: 反対の方は別にこの話し合いの会、進まなくて構わないんでしょうね。話 し合いをしましたという結果を東京都とか国に、何て言うのかな、で、一応 全部説明しましたら、し終わったら終わりになるという感覚なんですか。

構成員 I: いや、だからね、構成員Dさんの意見はそれでわかりましたけども、そう じゃないんですよ。反対意見してる人はね、ほかに名前挙げないけどいるわ けですよ。僕は反対してるんじゃなくて、やり方がおかしいって言ってるん ですよ。何度も何度も聞いてるんですよ。

構成員D: だったらやり方がおかしいって言って。

構成員 I: その結果これはやめるべきだと。

構成員D: それに抗議してるっていう形で終わりでも仕方がないんじゃないですか。

構成員 I: そんなことないよ。そんなことないよ。

構成員D: ここでこの人たちに。

構成員 I: いや、だからそれはあなたの意見でいいけど、あなたの意見も反対してる 人と、公共事業そのものには反対してないんだけども、やり方がおかしいか ら、この場ではね、もうやめざるを得ないだろうと言ってる人といろいろい るんですよ。それが集まっていろんな意見になってるわけ。

構成員D: それが構成員 I さん、おっしゃっていることはね、約3年近くやってます よね、この会ね。で、一貫して構成員 I さん言ってることは聞いていておか しい、おかしいとおっしゃっているのはわかってます。だけど。

構成員 I: おかしい中身も理解してくださいよ。おかしいって言葉だけじゃなくて。 中身も理解すりゃ本当におかしいんだから。

構成員D: そうですか。私はね、東京都の言うことのほうがわかります。

構成員 I: いいじゃないですか。それはいいですよ。それはいいじゃないですか。

構成員D: だから同じことを言わせてるのがね、イライラします。

構成員 I: それは俺だってイライラ。

構成員D: それ以上答えが出てこないんだからあきらめてください。もっと違う、きょうやること、次第のほうに。

構成員 I: いや、構成員Dさん、それはそれでいいんだよ。あなたの意見でいいけど、 僕らはあきらめないってこと。

構成員D: だけど次第を無視してね、おかしい、おかしい、おかしいだけできょうも 2時間終わってしまったことを残念に思います。 向こうが悪いって言うけど、向こうが悪いかもしれないけど、結局同じ答

構成員 I: そうだよ。いいじゃない。

構成員D: それで気に入ってるんですか。

構成員 I: 気に入ってない。だから言ってるんじゃないですか。

えを3回も4回も言わせてるじゃないですか。

構成員D: だからそれしか出てこないんだから、気に入らないってあきらめていただきたい。

司会: そろそろおしまいにしましょう。

構成員 I: いや、あきらめられない。

構成員D: 私は次第に沿ってちゃんと話し合ってほしい。

構成員 I: いやいや、東京、だってさ、行政機関がそんないいかげんなことしたらあ

きらめてられないよ、国民は。

構成員D: だったら個人的に。

構成員 I: 個人的じゃないですよ。

構成員D: やっていただきたい。

司会: そろそろちょっと。

構成員 I: いやいや、あなたおかしいじゃない。これ、大事な議論だよ。一番議論が

盛り上がってきたじゃないか。これだけ意見が違うということなんだ。

司会: でもそろそろ時間も来ています、私、守らないといけないものですから。

構成員 I: そんなことないよ。あなたが、司会が変なお司会するからこうなって、皆

に言われて。

構成員A: 大体へんなことやるからがちゃがちゃになるのよ。

司会: すいません。それではこれでこの議論は。それじゃ恐縮ですけども、25

分には絶対に終われという話があるので。

構成員 I: そんなの勝手に決めないでよ。

司会: すいません、私が決めてるわけじゃないので。

構成員 I: 勝手に招集して、勝手に出てこなくてさ、話が進まないのはそういう人た

ちがいるからじゃない。

司会: 本日のまとめについて事務局からお願いします。

構成員A: いや、国交省がきょう休んだことについてちゃんと説明すべきだよ、あな

た。

構成員M: 一番最初にそれ要るよ。

構成員 I: 次回休みますって言わなかっただろう、だって。だってあなた、日程調整

するのをさぼってるだけじゃなくて、国交省もしないのかよ、だって。何で

こんな日程決めたの。

構成員A: きょう回答しないからこじれるのよ、最後に。回答させるべきときにさせ

ないから。

構成員 I: あんた、あれだけ皆から意見聴いて日程合わせてさ、肝心な国交省出てこ

なくて、二人も出てこないんだから。

構成員A: わざと欠席させたって、そういう。

司会: わざとなんて、私関係ないですよ。

構成員A: ちょっと話、マイクよこして、早く。

司会: ちょっと待ってください。そろそろ締めないといけませんので。ちょっと

待ってください。

構成員A: いや、そろそろじゃないよ、ちゃんと大事なこというから、これから。

構成員 I: こうやって中途半端にやってるから長引くんですよ。

構成員T: ちょっと待ってよ。大畑さんと今村さん、どっちでもいいから、本当言っ

たら大畑さんが出てくるべきよ。それできょう、会合がどこかにある、それの、武蔵野かどこかにあるんで、そっちのほうは、え、喜多見、そっちのほうが大切だ、だからそっちへ行くというようなね、そんな理由で休むというのはおかしい。私たちのほうが期日が、もうやる日が決まってんのが先だっ

たのよ。それ、どうしたの、あなたたちは。そのことを言わなかったの。

散々電話して言ったり行ったりして言ってるのに、大畑さんに通じなかった

わけ。

構成員 I: 大畑さんが答えないのは自分の部署が担当じゃないからつったでしょ。路

政課なんだろ、担当は。じゃ路政課が出てくればいいじゃない。

構成員T: そうよ。だって肝心なところで。今もね。

構成員 I: 自分、答えられないつってね。路政課出せばいいじゃないの。できること

を逃げてるんだよ。

司会: おしまいにしましょう。

構成員T: あしたの、先生、おしまいにしましょうっていうのはね、本当にそうよ、

ちゃんと。

司会: すいません。今の来られなかった件、一言言っていただいて。

安西: 事務局としてご回答させていただきます。きょう、国交省さんのほうで主

催されている説明会というのが、高速道路の外環の事業承認・事業認可という手続、ちょっと難しい言葉で大変恐縮ですけども、その承認、認可がおりたということを受けまして、法律で速やかに関係の権利者に周知を努めなければならないとなっておりますので、その説明会に主催者としてきょう説明

会をされていると。

構成員T: でもこっちのほうが。わかってたんでしょう。そんな言いわけは聞けない

わよ。

安西: 事実関係をもう一回おさらいしますと、開催通知については2月の末に開

催通知させていただいて、その時点では国交省さんもご参加いただけると。 皆様方の、構成員の方々におかれましても比較的都合が合いやすいというと

ころで本日を設定させていただきました。

その後、今申し上げた事業承認・認可というものの告示が3月の末におりました。それを受けて速やかに関係権利者さんに周知をしなければならないとなっておりますので、事業者である国交省さんが会場の予約等で急いで会場をセットした結果、きょうになってしまったというふうに伺っております。

構成員 I: じゃ日付変えればいいじゃないですか。

構成員A: ちょっとちょっと、中村さん。

司会: まとめましょう。

構成員 I: 今の大事じゃない。変えればいい。

構成員T: 中村さん、そんなすぐまとめる、まとめるって言わないで、今ちょっとま

とまんないんだから。

司会: いや、これ、次回にどうせ持ち越しですよ。

構成員 I: 4回目になっちゃうじゃない。日付を変えればいいじゃないですか。

司会: わかりました。

構成員A: 話になんないじゃないよ。きょう二人とも欠席させといて。6時半の段階

で、喜多見の説明会で何もしてなかったのよ、大畑は。だから来なさいって 言ったのよ。それをわざわざ来なかったのよ、呼びかけたけど。1月の末に 皆さんに対して都合の悪い日を提出しなさいって、あなた方はちゃんとやっ たの。で、都合の悪い日をちゃんとチェックして、2月の末にきょうの4月 の23日は決まったわけ。それに対して私は四つのことを言ったの、最初。 何が何でも当日出席させるということと、あと、本日おくれてきた場合はお くれてきた段階から2時間スタートする。三つ目はきょうのあれは延期する って。四つ目に何を言ったかというと、国交省は大事な宿題をしないという ことについて承知の上で強行するって。さらに5番目、こういうことを言っ たわけ、私は。今まで構成員Iさんが地上部の買収が不可能だから地下に潜 るって、高規格道路でそれを説明したわけです。それに対して街路計画の外 環の2は高規格道路から一格下がってるわけですね。それがあえて地上部の 買収が事業認可になったのはおかしいじゃないって。ランクからいうと必要 性の高いものですら買収は難しいから地下に潜った。だったらそれより必要 性の低い幹線道路でない街路計画は当然買収はすべきじゃないというのが一 般の事業認可なわけです。

それに対して構成員 I さんがおかしいじゃないかということに関して、去年からずっと質問してる。ところがいつでも自分の担当じゃない云々で逃げてる。

きょうのあれはあくまでも計画的に休んだんですよ。1月の末に都合の悪い日程を提出しなさい。2月の末に確定してる、きょうの日付が。

ですからね、きょうの段階で私は喜多見にいる知り合いに大畑さん何やってるつったら、もう別に何もやってませんって。だから来るようにって。彼は言ってくれたわけ。タクシーで来れば 20~30 分で来るって、今すいてるから。それを欠席する。こういった欠席で一番大事なことが抜けてるんですよ。ですから私は5番目の段階でこういうことを言ってあるんです。東京都を通じて。今まで構成員 I さんが言ってる質問に対して回答しなかった。回答する機会を十分与えられたけど、それを拒絶した。これは日本の民事訴訟法と刑事訴訟法でも、この場合には相手の言い分を認めたことになる。それでよろしいんですねってことを5番目の条件としてあなた方を通じて大畑に連絡してあるわけなんですよ。

ですが次回は今までの機会を自分から放棄した。ですから構成員 I さんが 言ってる主貼が正しいということを認めたということについて私は確認して もらう。はっきり言って次に来るとかね、近いうちにまた出席したいと思う なんて、そんな返事は聞きたくないっての。東京都はそれで満足したらしい けど。これだけ、もう終了するって話も出てるんですよ、これで。だから国 交省は強気で、もう欠席すればこれで全部終わりになると思ってるんですよ。ですから司会者も、いいですか、東京都は何て言ったと思う。関係先全部連絡したのできちっとやらなきゃなんない。ところが東京都がやってることは何かというと、始まりと終わりの時間だけはきちっと厳格にする。中身がないんですよ。一番大事なのはその二人を連れてくることなの。何しろ回答できる立場の人間を出席させる。

司会: わかりました。はい。

構成員A: いや、中村さん、あんたね、反省してる、反省してるっていつも言うけど、 全く反省してない。

司会: いや、でも連れてこいって言われても。

構成員A: いや、それ、大事なことよ。話を進める上に。だからきょう最後にこじれ

たのはそこなのよ。

司会: わかりました、主張は。

構成員A: 次回はきちっと出席させろよ。そこら辺のちゃんと心構えが欠けてるから、

あんたいつもこじれるのよ、最後になって。

司会: はい、事務局から、それからまとめてください。

佐久間: 事務局としてですが、今回の日程調整させていただいて、もともとこの日というのは大分前に決めてたわけでございますが、先ほど安西が申しましたとおり、その後の事情の変化によって今回の国土交通省の人は誰も出られなくなってしまったと。事務局としましては残念なことではあるんですが、次回、その辺、もしかしてちゃんと日程をまた調整させていただきながら次回

しっかりやっていきたいと思います。

ただ、一点、構成員Aさんが言っていた話の中で、構成員Iさんと大畑さんが何か結論を出すような感じのことを言われてますが、あくまでこの話し合いの会というのは何か結論を出す場ではなくて、当然ながらさまざまな人がいますので、いろいろな意見がある。それを尊重しながらいろんな意見を聴いていくというのが目的でございますので、何かそこで二人が決着するとか、そういう話ではないというふうに私は思いますので。

構成員A: いや、事業認可したから、その理由を聞いてるわけよ。

佐久間: それにつきましては前回も言ってるし。

構成員A: 事業認可した理由で、意見を聴くんじゃないよ。

佐久間: いえ、だからそこは平行線になっちゃう部分があるのかもしれませんが。

構成員A: いや、平行線じゃないよ。私、大畑さんの意見を聴くなんて言ってないよ。

佐久間: 我々事務局としてはそういうふうに考えておりますので、何とぞご協力の

ほど、よろしくお願いしたいなということでございます。

構成員A: その前に出席させなさいよ。

佐久間: で、次回につきましてはしっかりその辺、また調整させていただきたいと 思いますので、今回ちょっと調整できなかったことにつきましてはお詫び申 し上げます。次回、しっかりその辺、また調整していきたいと思いますので、 よろしくお願いいたします。

構成員 I: 調整できなかったら延期するんじゃないの。

構成員A: 調整できなかったらどうするの。今回ばかにされたのよ、あんた方。はっ きり言って。

佐久間: そこはちゃんとしっかり調整していきたいと思いますので、よろしくお願いたします。

司会: まとめてください。

事務局: それでは本日のまとめをさせていただきます。

構成員Q: ちょっとその前によろしいですか。ちょっとやっぱり、私もちょっとほかの会があって、それで時間割いてきたんですよ、実は。そういう中ですね、やっぱり皆さんの意見を、せっかく5分間あるというんで、やっぱり私も意見をちょっといろいろ考えを持っているんで、そのために来たんですけども、なんか堂々巡りばっかりで、何回も、全然進展しない、正直に言って。そういう中ですね、もう少し司会の方がある程度強引さを持ってもいいんじゃないかな。それじゃないと進まないですよ。もうはっきり言って2時間で終わることになってるのに2時間半でしょう。こういう会合って、私、いろんな会合に出てますが、非常にオーバーするのって珍しいですよ。

それとですね、やっぱりちゃんといろいろ意見持ってる方はいらっしゃるので、それを事前によくコミュニケーションを図っておいたらどうですか。ここでばっかりじゃなくて。それでどうしても理解しがたいことがあったらばこの場でうまく進めていかないと、時間ばっかりたってると思う。

構成員T: 構成員Qさん、それはやってんの。

司会: わかりました。

構成員Q: だからこれじゃ何にも本当に意見聴いてるの、話し合いが何もなってない。 だからこれじゃしようがないですよ。

構成員 I: こういうものはね、時間かかるんですよ。会社の会議と違って。

構成員Q: ただ、やっぱり時間が、一応時間が7時から9時になってますでしょう。

司会: わかりました。おっしゃるとおりです。

構成員 I: だからその間に切ろうとするから中途半端に。

構成員Q: だからそういう中でちゃんとやっぱり進めてもらいたい。

司会: はい、わかりました。

構成員Q: ぜひお願いいたします。

構成員 I: 会社の会議と違うんだからさ。住民と事業者の会議というのはどうしても

長引く。

事務局: はい。それでは本日のまとめをさせていただきます。本日は次第2で第9回の議事録・議事要旨の確認をさせていただきました。一部ご指摘をいただきましたので、修正部分を事前に皆様にご確認していただいた上で公表させていただきます。

次第3の報告事項では、練馬1キロ区間の図面掲示及び警察との協議状況 について報告させていただき、練馬区におけるあり方複数案について東京都 から説明をさせていただきました。

次回は議事録・議事要旨の確認後に練馬1キロ区間の図面掲示について、 関係部署と調整し、報告させていただきます。

また、前回からの持ち越し事項では構成員 I さんのご意見に対しての東京都からご説明させていただき、続いて質問に対する回答、質疑応答をさせていただきます。

事務局からの報告は以上です。

構成員M: 構成員Oさんと私の出ていない。構成員Oさんのやつも次回やらなきゃいけないし、私は佐久間さんに対する質問の返答ももらってません。 それから構成員 I さんが佐久間さんに言った質問に関して答えを持ってくるというのも、今、書いてない。

司会: 構成員 I さんのは言われました。

構成員M: いや、足りなかったの。書き直してきますって言ったんだ。司会者、しっかりしてよ。事務局、そうだろう。三つあったろ。保留があったの。今度は 事務局かよ。

安西: 今、三つ宿題を述べさせていただいたと思います。構成員 I さんのいただいているご意見に対する回答。構成員 O さんに関しては図面のご指摘ありましたので、それは調整してやっていきたいと思います。構成員 M さんにいただいたご質問ですけども、大泉の区間と青梅の区間の違いについてということだったと思いますが、これは佐久間から回答させていただいたと思いますけど。

構成員M: 足りないね。だって基準が違うんだもの、スタンダードの。説明する基準 が違います。

安西: それはきょうちょっと会場の都合で時間がないので。

構成員M: だから後でって言ってるんです。

安西: この会議後にちょっと事務局とご相談させてください。どの辺がすり合わなかったのか。

構成員M: 聞いとかないで後でなんて、言いたくないよ。あなた聞いてなかったんだろう、僕の質問。ばかにしてるよ。

構成員 I: 言ったことはね、土地買えなかったからできませんでした、そのとおりで

すって言ったのが、それが失言だって言ったらさ、話にならないんじゃない、 会議進まないんじゃない。何か言ってもさ、都合悪くなったら皆失言ですっ

て言えばいいのかよ。そんな会議ないだろう、だって。

司会: すいません。次回の開催時期について。

事務局: 次回の開催はこれまでと同様に日程調整させていただきたいと思います。

最後に構成員、傍聴者の方も含めてご意見カードの提出をお願いいたします。 提出は出口にボックスがありますので、そちらに入れていただきますようよ

ろしくお願いいたします。以上です。

司会: それでは話し合いの会を終了いたします。

(了)